

令和7年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和7年3月7日(金)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 2号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 3号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4号 永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 7号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 8号 永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 9号 永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第10号 永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第11号 永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第12号 永平寺町松岡多目的集会センター条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第13号 永平寺町吉野公民館条例の制定について
- 第13 議案第14号 永平寺町御陵公民館条例の制定について
- 第14 議案第15号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15 議案第16号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第17号 永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第18号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第19号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第20号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第21号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第22号 永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第22 議案第23号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第23 議案第24号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第24 議案第25号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第25 議案第26号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第26 議案第27号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第27 議案第28号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第28 議案第29号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1 番 中 村 勘太郎 君
- 2 番 長 岡 千恵子 君
- 3 番 川 崎 直 文 君

5番	清	水	紀	人	君
6番	金	元	直	栄	君
7番	森	山		充	君
8番	清	水	憲	一	君
9番	滝	波	登喜男		君
10番	齋	藤	則	男	君
11番	上	田		誠	君
12番	松	川	正	樹	君
13番	楠		圭	介	君
14番	酒	井	圭	治	君

4 欠席議員（1名）

4番 朝井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河	合	永	充	君				
副町	長	北	川	善	一	君				
教	育	長	竹	内	康	高	君			
消	防	長	宮	川	昌	士	君			
総	務	課	長	多	田	和	憲	君		
契	約	管	財	課	長	朝	日	清	智	君
総	合	政	策	課	長	清	水	智	昭	君
えい	住	支	援	課	長	深	水	正	康	君
建	設	課	長	竹	澤	隆	一	君		
農	林	課	長	島	田	通	正	君		
防	災	安	全	課	長	吉	田		仁	君
商	工	観	光	課	長	江	守	直	美	君
上	下	水	道	課	長	勝	見	博	隆	君
福	祉	保	健	課	長	高	嶋		晃	君
住	民	税	務	課	長	吉	川	貞	夫	君
学	校	教	育	課	長	山	口	健	二	君
生	涯	学	習	課	長	吉	田	正	幸	君

子 育 て 支 援 課 長 池 端 時 枝 君
会 計 課 長 波 多 野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 清 水 和 仁 君
書 記 酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 挨 拶～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますことを、心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第2号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、議案第2号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより、第1審議を行います。

議案書13ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案2号について補足説明をいたします。

この改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を受け、関係条例の改正をするものです。

主な内容としては3点ございます。

1点目、第8条の3、第2項でございます。

現行の規定では、3歳に満たない子を養育する職員から請求があった場合は、超過勤務をさせてはならないという規定になっておりますが、これを小学校就学

の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

2点目は、第17条の2及び第17条の3でございます。

介護をする職員から申出があった場合における仕事と介護の両立についての制度の説明、面談の実施と40歳になる職員への制度周知、職員に対する研修や相談体制などの環境整備を義務化するものでございます。

3点目、こちら永平寺町職員の育児休業等に関する条例でございます。

第21条第3項において引用している法律が改正されまして、条項の番号が変わりましたので、これに伴う改正を行うものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる育児休業とか介護に関する休業っていうのは、それに対するものですが、今までも介護なんかも含めて、そういう法律が整備されていたと思いますね。育児休業の場合については、3歳から就学までということに変わってきているということですが、介護なんかは、その法律があったのに、さらにこうやってしていかなければいけないという、一つの方向性が示されたのはどういう理由なんかっていうのが一つ。

もう一つは、育児休業、今は3歳までのお子さんをお持ちの方っていうことになっていますが、取得状況っていうのは、それはどうでしょう。また、そういう中で、そういう変更があって取得される方がどうなってくるかっていうようななんかも、一応考えられているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） これはなぜというところについては、ちょっと状況とも関係してくると思うのですが、現在、大体今育児休業を取っている職員は10人程度おりまして、ただ、介護の方はこれまでのところ休業を申し出た職員はいないという本町の状況が大体全国的にも同じ状況と考えられますので、そういう状況を鑑みての法改正やと考えております。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私の一般質問にも関係するかなと思うのですが、親の介護から長期、いわゆる休んでしまうというのですか、もう仕事とかけ離れてしまうという状況も実態としてはある中で、そういう人たちへの相談も含めて、十分乗っ

ていけっという、実際取られていないってことですから、そういう問題もあるのではないかなということで、そう変えられているのかなって私は思ったりするのですが、本当に実際は、こんなん言ったら申し訳ないですけど、役場の職員さんっていうのは地元に住つかれている人ですわね。ということは、親の面倒を見る人たちもかなり多いわけですから、1人も取られていないってのを聞くと、そういう制度は前からあったのではないかと思いつつ、私は思うわけです。だから、その辺考えると、今、介護のいろんな制度がよくなって、もう気軽に相談も乗ってくれる体制にもなっているし、ということはあるのですが、そういう意味で僕は答弁聞いて、役場の職員の皆さんには課題もあるのかなということを感じたのです。その辺はいかがですかね。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 先ほど、これまで介護のほうの休暇を取得した職員はいないと申しましたが、別に役場としてそういう空気があるわけでもなく、うちもそうですけど、それはどのように介護していくかは、それはもうそれぞれの判断になると思います。ただ、そういう申出があった場合は当然育休も一緒ですけれども、介護のほうの休暇も取りやすいような組織環境にしていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今の件のところですが、ここの17条のところで、介護両立支援制度があるよってということで、その2のところに40歳に達するっていうことが書いてあります。でも、例えば、ここの15条のところには、その配偶者とか、家族内でそういうのが起きたらっていうこともあるってことなので、この40歳に達した日にそういう何か規定の知らせなければならないって、もっと早めでいいので、この40歳って書いてある規定が何かっていうのがよく分からんのと、それと、17条の3のところで、研修の実施、それから相談の整備、それから、そんなのしょっちゅうするっていうのを当町に当てはめるとどういう形で今考えてらっしゃるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 40歳といいますのは、今8050問題とかっていいですけど、そういうようなところを受けて大体40代、40歳になるときに、こういう制度があるっていう制度の説明が必要ということです。

もう一つは、このあれですね。これは40歳になる職員っていうのは、もうこちらのほうは名簿で分かりますので、そういう対象者を集めて、こういう制度ありますよっていう周知をしていくということになります。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それもあるし、15条のところで、その配偶者やら、その父母、いろんな規定の中で、いろんな家族が傷病になったときもそういうようなことがあるよっていうことでしょう。ということは、40歳になるまでじゃなくて、もっと早めにやってもいいのでない。その40って書いてある、そりゃ40っていうのは分かります。大体高齢者の介護になるとそうですけど、そこら辺りで別に40になる前でもいいのでないかっていうのが1点。

それから、先ほど言った17条の3の研修の実施とか、相談体制の整備をするっていうので、当町に当てはめるとどういうことを考えてらっしゃるのかっていうのはお願いします。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） おっしゃるように15条の対象ですけど、親だけでなくて兄弟とか、子とかも含みますので、40にこだわることはないですけども、これはもう法改正の中でそのようにしますけども、これが別に新採用時に行っても全く問題はないものと考えております。

あと、その相談体制ですけども、当然休業とか休暇に関わることで、こちらはもう総務課のほうに、こういった事情でという相談は当然ございますので、そのようにさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） これ休暇を取られる人が出てくると、必ず仕事にも多分穴が開くということで、バックアップ体制っていうのはどういうふうになっているのですかね。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 来年4月からの採用でもそうですけども、休暇を取る職員、毎年必ず出ておりますので、それにちょっとあてがえるだけの人員は確保しようというような、会計年度もそうですし、そのような、正職員も若干そういう、採用前倒しというようなことも考えて対応しております。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

9 番、滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） 育児休業のところがあったので参考までに。男性職員で育児休業を取るっていうのはなかなか進まないっていう、昨今の報道等もあるのですけれども、本町においては男性の育休っていうのはどれぐらい取得されているかは、分かったら教えてください。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今、私の記憶では四、五人は実績ございます。今現在もおります。

あと、これは男性とかっていうのでないですけど、こういう休暇ではないですけども、4 時までで勤務を終えてっていう時短のほうの勤務も何人か今現在取っております。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第 2 号については、第 2 審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第 2 審議を省略し、第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第 3 審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第 2 号の第 1 審議を終わります。

～日程第 2 議案第 3 号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第 2、議案第 3 号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第 1 審議を行います。

議案書 15 ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案第 3 号について、補足説明いたします。

15 ページでお願いします。

令和6年度の人事院勧告及び他自治体の動向などを受け、関係条例の改正を行うものでございます。

第1条は、一般職給与条例の改正でございます。現行の条例第6条において、職員が死亡以外、つまり、懲戒免職とか依願退職などでございますが、それによって月の途中で離職した場合、現行では月給の全てを支給しておりますが、他の自治体に合わせ、日割計算を行って支給することとするものでございます。

第8条は、人事院勧告に基づく扶養手当見直しの改正でございます。配偶者扶養手当を2か年で段階的に廃止し、その代わり、子の扶養手当を引き上げるというものでございます。

第9条の3も人事院勧告に基づく、今度は通勤手当の引上げでございます。支給月額の上限を現行の5万5千円から15万円に引き上げるものでございます。

第16条は、これは他自治体及び県からの指導に合わせての改正でございますが、勤務1時間当たりの単価の計算方法。こちら国家公務員の計算方法と労働基準法に準拠した計算方法と2通りございます。労働基準法の計算のほうがよりシビアな計算で時給も高くなっております。現在、本町では、国家公務員の計算方法を採用しておりますけれども、全国的な動向などを受け、労基法に準拠した計算方法に改正するものでございます。

第17条の2は、人事院勧告に基づく管理職員特別勤務手当の支給対象拡大の改正でございます。超過勤務が通常手当されない管理職、これが災害などで出勤した場合の手当について、現行規定では午前零時以降の勤務を対象としておりますが、これを午後10時以降に拡大するものでございます。

第22条は、人事院勧告に基づき、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給する改正でございます。

別表第2は、人事院勧告に基づく一般職給料表の改変でございます。12月補正では、民間給与の状況や人材確保の困難性を踏まえ、主に、若年層の給与水準引上げというものを先行して行いましたが、今回は中堅から管理職の職責を重視した処遇改善を目的とした改正でございます。

次に、21ページの第2条、永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の改正でございます。

附則第12条第6項は、引用している法律の改正に伴う条ずれでございます。

附則第12条第7項は、定年前再任用短時間勤務職員と同様、暫定再任用職員

に対して住居手当を支給する改正でございます。

第3条、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正でございます。一般職と同様、勤務1時間当たりの単価の計算方法を改正するものでございます。

第4条、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の改正につきましては、一般職と同様、特別職が死亡以外で月の途中に離職した場合に、給与の日割計算を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） ちょっと最初に一言、労働基準法に示されている内容を変えるときには、ちょっといろいろ心配な点もあるので確認はしておく必要があると思います。役場のほうもそれがされているのかっていう意味では、例えば死亡したときとか、懲戒免職になったときは日割計算っていいんですが、死亡したっていうのもここに入ってくるのがよく分からないですね。何でといたら、労働基準法っていうか、給与の支払いについては、その月の1日を出席すれば、最初の1日を出席すればその月の給与は支払われるっていうようになっているのは労働者の権利のはずですね。確かそうですよね。それを、死亡した人には、懲戒免職とか、そういうのはあり得ると思うのですが、死亡した人にまで拡大するっていうのはちょっと乱暴なんじゃないか。それに、この項目って。死亡するときは。ごめんなさい、死亡って書いてあるので、申し訳ないです。死亡については納得しました。ただ、ほかのことでこれが悪用される可能性は、働く分に言わせると、例えばですね、兵庫県の知事がやったパワハラの問題でいうと、職員は、管理職ですけども、懲戒処分されているわけでしょう。でも、それがどうやったって、あとは裁判で争えばいいとかっていいですけど、そういう問題では僕はないと思います。そこは悪用される可能性があるとしたら、十分考えなあかんっていうのが1つ。

もう一つは、いわゆる手当の廃止ですね。扶養手当等の廃止なんかですけども、手当の廃止っていうのは、これまで寒冷地手当の廃止とか、保育士さんなんかの、いわゆる特別手当の引下げ、廃止とかいうことを公務員はどんどんやってきました。それは、決して働く人たちの得にはなっていないと思います。国が変えるか

らそうするっていうことを、あるときには内容を十分検証して考えないと、僕は、職員にとっては不利益被ることがあると思うので、手当等の廃止については注意が必要。

一方では、いろんな職員が仕事上、もしくは仕事に関係なく、いろんな資格を取ることにについて奨励している自治体もあるはずですね。資格を取ればそれに500円とか、1千円とかっていう手当をつけているところもあるわけです。下手すると、手当の問題をじっくり考えてやらないと、これも働く人の意欲に関わってくるのではないかなって思う。

9条の3、通勤手当の引上げですが、これ15万円っていう人いるのですか。どういうときにこうなるのですか。新幹線で通っているとか。

もう一つですけど、いろんな会計年度の任用職員の問題もいろいろ処遇改善でいろいろあるとは思いますが、例えばフルタイムの会計年度任用職員なんかが管理職になれるっていう条件なんか作るっていうことはないですか。

何でそんなこというっていったら、民間では、例えばブックオフの会長さんは大野出身の女性の方やったと思うのですね。臨時職員で入って、パートで入った人が確か社長か会長になられたのでなかったですか。

そういう道なんかは、要するにやる気の問題で言うと、いろんな能力を発揮してもらってという意味では、単に補助的な仕事っていう位置づけじゃなしに、それなりに待遇改善も今回人事院勧告でされてきているはずですから、そんな希望を持たせるようなことを、こういう中で考えるっていうことはないのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） まず、最初の死亡以外のときの日割計算が悪用って、これはあくまで離職した場合のことで、離職させる、させないの段階のお話かなと思います、今、金元議員がご指摘されたのが。離職したら、その日までの給与計算になるっていうことですけど、それが離職する理由には結びつかないかなと、こちらのほうでは考えております。

あと、手当ですが、今回の改正でいろんな手当がございますが、扶養手当、配偶者分の扶養手当は段階的に廃止となっていますが、その代わり、子供の扶養手当であるとか、住居手当拡大とか、管理職のほうの手当拡大とか、これがいろいろ配偶者もこれ働き方とかの社会状況によって、そういう見直しがあってもいいのではないかと。通勤手当もそうですけれども、状況、状況で随時変えていかれ

てもいいのではないかなと、これは思います。今回の改正は今現在の社会状況を反映した人勤に基づくものと思っております。

それと、通勤手当のほうでも、現在そんな15万もかけて通うような職員は今おりませんけれども、これ例えば今は人手不足の折に、通勤手当が安いとそれだけでハードルになるということで、住所地での採用というか、雇用というか、そういう制限にも関わってくると思いますので、実際、こんな15万円っていう額になるかどうかは分かりませんが、採用枠を広げるということでこういう改正も、これも人勤に基づくものですが、ありかなと、そういう考え方もありかなと思っております。

それと、会計年度から管理職へのって今おっしゃった件ですが、これ今、今年度の採用試験から5年間会計年度として勤められた方を対象に、正職員の採用枠というのも設けております。こういうのを使っていただいて、どんどん正職員に入っていただいて、管理職になっていただくというのは十分考えられる、今後状況になると思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） まず、8条の扶養手当の配偶者をなくすっていう、この狙いっていうのですか、国の狙いっていうのはどういうところを言われているのかなっていうことと、住居手当があったと思うのですけれども、民間はあまり住居手当っていうのはなくす方向にあるって僕の認識ですけれども、ちなみに、住居手当って本町の場合、持家と、あと借家とあると思うのですけど、金額分かったら教えてください。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） すみません、住居手当後ほどでよろしいでしょうか。すみません。

それと、扶養手当の件ですが、これ国が出してある理由申しますと、1つに配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応と。共働きが多くなってきたということかなと思います。

二つ目に、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するためということが狙いとなっております。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第3号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第3号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第4号 永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第3、議案第4号、永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書26ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案第4号の補足説明をいたします。

こちら企業職員といいまして、本町では上下水道課の職員が該当しますが、この職員の給与に関する規定というのは、先ほどの一般職給与条例とは別に規定されております。ただ、現実としましては、一般職と同じ取扱いを行っておりますので、こちら、先ほどの改正内容と同様、一般職と同様の給与制度になるために全部改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第4号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第4号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書27ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案第5号について補足説明いたします。

刑法の改正により、懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑というものが新たに創設されたことから、現在、懲役と禁錮という文言を使用している四つの条例を改正するものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第5号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第5号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第6号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第5、議案第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書29ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、永平寺町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

行政手続における特定の個人を指定するための番号の利用等に関する法律の一部改正にて、同法の第2条に規定が追加をされたことによることで、税条例において引用する条文に項ずれが生じたことになります。そのために改正をお願いすることになります。

税条例中、行政手続における特定の個人を指定するための番号の利用等に関する法律第2条第15項という項もありますが、それを第2条第16項に改正をするものでございます。

なお、今回の改正によって適用が変わるものではございません。附則にて、この一部改正条例の施行期日は令和7年4月1日としています。

以上、説明とします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） この同法第2条の8項の追加、その8項の内容はどんな内容ですか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） すみません。内容はちょっと把握していませんが、全くうちの税条例の適用には全く関係ないことでございます。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第6号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第6号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第7号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第6、議案第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書30ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、国民健康保険税条例の一部改正条例の制定について補足説明をいたします。

令和7年度からの国民健康保険税の税率につきまして、国民健康保険運営協議会に諮問し、1月14日に答申を受けました。今回の条例改正は運営協議会の答申内容に基づき改正をお願いするものでございます。

主な改正内容は3点ございます。まず1点目、賦課方式におきまして、資産割りを廃止し、4方式から3方式にすること。

二つ目、応能割の所得割において、医療給付費分で0.1%、後期高齢者分で0.2%、合わせて0.3%引き下げること。

3点目、応益割の医療給付費分におきまして、均等割りで4千円、平等割で4千円、合わせて8千円の減額をするものでございます。

また、税率等改正等によりまして、条文中の軽減等の額についても併せて改正を行っております。

この一部改正条例の施行については令和7年4月1日としており、令和7年度賦課分からの適用としております。令和6年までにつきましては、なお従前の例によることにしています。

以上、補足説明とします。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 今回、国民健康保険の税が行く行くは県の一本化の中で、県 1 本の税率に変わっていくその途中のことだと思いますけれども、今回の税改定は平等割、個人割を 1 人 4 千円ずつ、世帯 4 千円も含めて引き下げるっていうことですが、全体での影響額は、引下げ額はどれくらいになるのか。それに、ほかのことも含めて計算されているのはどういう状況かっていうのを、金額として示していただくとありがたいなと思う。

それと、その狙いも、もう少し分かりやすく示していただくといいと思います
が。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 全協でも申し上げましたが、全体で 1 人当たりの保険税額の見込みっていうことです。これ令和 6 年度賦課ベースで申し上げますと、今現在 11 万 4,850 円が 10 万 5,281 円というふうに減額になるというふうに見込んでおります。

狙いという点では、さっき議員おっしゃいましたように、令和 12 年に県下で保険税率が統一されると今進められております。県下では令和 8 年度までに賦課方式を 3 方式に、全市町が移行するという方針が出ております。それに合わせまして、今回、永平寺町では賦課方式の改定を今回行いました。これも前回申し上げましたが、繰越金、いわゆる余剰財源がございます。それをいかに令和 11 年度までに活用していくかっていうことも今回議論になっております。そういう面で今回は減額というところをしましたし、より減額が被保険者に見える形にするようにするために、所得割の部分を合わせて平等割、均等割りの部分で減額をしたというのが今回の改正の狙いでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 平等割、均等割りが 4 千円ずつ下がっているっていうことで、ある意味分かりやすいことやと思いますが、全体でどれくらい引下げになっているのかなというのも聞きたいなっていうことで、ちょっと今、国保加入者が 3 千人弱やと思いますね。それで 4 千円の個人割でいきや 4 千円かければ、1 千万ぐ

らの引き下げなのかなって思うのですが、その他、平等割も含めて、ほかのことも含めてどれくらいの引き下げになるのでしょうか。その辺り。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 総額ってというのは難しい話になるのですね。あくまでも所得割っていう、所得は変わりますから、率が変わったところで所得変わりますから、当然所得は増えますから全体的にかわるのは非常に難しい。だから、さっき言いましたとおり、1人当たりってところで今示したのが事実上でございます。ただ、参考までに予算ベースでいきますと、令和7年度ベースでは、通常の保険税で賄われるべき予算に対して、保険税としては2千万円不足して形をしています。要は、2千万余剰事業を投入しているという形で予算を組んでいます。そういう意味では、必要な保険税で賄うべきその税源に対して、保険税は2千万円不足する形で設定をした。余剰事業を投入しているというのが今回の改正の主な理由になっています。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 資産割りをなくすっていうお話ですけれども、税収にはどれくらい影響があるのでしょうか。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 資産割りの税収ってというのは特に出してないので、数字は申し上げませんが、率でいきますと、現在9.4%の率がありました。それがゼロになります。過去の改定でいきますと、この資産割りを減額した分は所得割に転化をしているっていうのであったのですが、今回はしていません。9.4%が全くゼロにしているということを踏まえての改正ということでございます。その数字はもう、申し訳ありません。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第7号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第7号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第8号 永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第7、議案第8号、永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書32ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、国民健康保険基金条例の一部改正する条例の制定について補足説明をします。

第1条の基金の設置目的を、給付費の財源不足から、納付金、保険事業、そのための財源と改めるものでございます。平成30年に国保の財政主体が市町より県に変わったことにより、給付費は全額県からの普通交付金を充当することになりました。代わりに県へ納付金を納めるっていう制度になりましたので、基金の充当を変更するとともに保険事業、その他の財源にも充当できるようにお願いするものでございます。

附則にて、これは一部改正条例の施行期日は令和7年4月1日としています。

以上、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第8号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第8号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第9号 永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する
条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第9号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書33ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、議案第9号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について補足説明します。

今回の改正では、永平寺町松岡福祉総合センター内にこども家庭センターを開設するに当たり、条例第2条に事業を追加するとともに、これまで申請を受け付け、使用を許可していた集会室小と多目的広場の使用を廃止するものでございます。

第2条では、（3）児童館の次に（4）としてこども家庭センターを追加します。全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行うとともに、支援をつなぐためのマネジメントを行い、効果的で切れ目のない支援体制を構築し、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする事業を実施します。

第5条の使用料別表では、室名として記載されている集会室小と多目的広場を削除します。令和7年度より集会室小はこども家庭センター事務所となること、多目的広場は全天候型子どもの遊び場整備事業に着手することによるものでございます。

なお、一部改正条例の施行予定日は令和7年4月1日としています。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第9号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第９号の第１審議を終わります。

～日程第９ 議案第１０号 永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第９、議案第１０号、永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第１審議を行います。

議案書３５ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） それでは、議案第１０号、永平寺町農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をいたします。

松岡農業構造改善センターは、昭和６３年に農業振興、農村の環境改善を推進するために建設された施設であります。近年の利用状況は、農業関連での利用は少なく、主に公民館活動や地域コミュニティ活動の場としての利用が多くなっております。このような実情も踏まえまして、農業振興も含めた地域振興の推進としまして、当該施設を御陵公民館として位置づけることから条例の一部の改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、令和７年７月１日とします。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第１０号について、第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第10号の第1審議を終わります。

～日程第10 議案第11号 永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第11号、永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書36ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） それでは、議案第11号、永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をいたします。

生涯学習課が施設管理をしている公民館について、施設名称の統一化を図るため、条例の一部を改正するものです。条例中、上志比地域振興センターを上志比公民館に、地域振興センターを公民館に改めます。

施行日は令和7年4月1日です。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第11号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第11号の第1審議を終わります。

～日程第11 議案第12号 永平寺町松岡多目的集会センター条例を廃止する
条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第11、議案第12号、永平寺町松岡多目的集会
センター条例を廃止する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書37ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） それでは、議案第12号、永平寺町松岡多目的集会セン
ター条例を廃止する条例の制定についての補足説明をいたします。

松岡多目的集会センターは、平成10年に中山間地の拠点として農業振興、集
落活性化などを促進するために建設された施設でございますが、近年の利用状況
は農業関連の利用は少なく、主に公民活動や地域コミュニティ活動の場としての
利用が多くなっております。このような実情も踏まえまして、農業振興も含めた
地域振興の推進として当該施設を吉野公民館として位置づけることから条例の廃
止をお願いするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日といたします。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 先ほど御陵の構造改善センターも含めて確認しとかなければ
あかんと思ったのは、すみません、この吉野ざおう荘って言われている松岡多
目的集会センター、ややこしい名前の会館ですけど、いわゆる補助を受けたのは
農林予算で受けました。ところが、これからは社会教育、現在もそういう使われ
方しているってことで、そういうふうに名称も内容も含めて変えていこうと
いう、地域振興って、それで結構ですが、そう変えていこうって、それは悪いこ
とやと思いません。ただ、国のいろんな補助制度の中で、目的外使用になると、
いろいろなややこしい問題があるので、そういうところはきちっと確認されてい

るのか。また、行政としてはどう位置づけているのかっていうのを、これ本会議場で示していただくとありがたいと思いますが。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 施設の利用につきましては、県の補助をいただいて建設しておりまして、県のほうにも確認をいたしまして、建設からもう何十年も、農協振興という形で建設されたわけですけど、近年の社会状況を見ますと、農業振興、いわゆる地域振興ということで、特段名称変更されても特段問題はないと。引き続き農業振興に対しても使ってもらえば問題ないっていうことで。公民館条例、新しく設置するのですが、その中にも農業振興に対するという条例をしっかりと明記させていただいておりますので、県にも確認したときに、そういう条例で一部農業振興って明記していただければ問題ないという形で県のほうには確認を取っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 我々、私は旧吉野地区ですから、ざおう荘って通称呼んでいます。多目的集会センターっていうと、えっ、どこっていう話があるくらいですけども、非常にみんな親しんで気軽に使えるということで、地域としては非常に喜んでいると思います。これは議会がいろんな、語ろう会やったときなんかも利用させていただきますし、御陵の構造改善センターなんかもこれまで使わせていただいた、使いやすい施設としてあると思います。より使いやすい施設になるように、本当に行政も考えてのことだと思います。そういう意味では時代に合った名称に、利用形態に合った名称にしていくっていうことは本当にいいことだと思うので、これからも積極的にいろいろやってほしいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第12号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第12号の第1審議を終わります。

～日程第12 議案第13号 永平寺町吉野公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第12、議案第13号、永平寺町吉野公民館条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書38ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） それでは、議案第13号、永平寺町吉野公民館条例の制定について補足説明をさせていただきます。

先ほどは農林課長からの説明もありましたが、永平寺町松岡多目的センターは、農業振興を目的に建設されましたが、近年は地域住民の交流やコミュニティ活動の拠点としての利用が増加しています。これを踏まえ、本施設をざおう荘の名称を継承しつつ、公民館として位置づけ、生涯学習の推進と地域活性化を図るため、施設の所管を農林課から生涯学習課へ移し、従来の利用を維持しながら新たな学習交流の場として活用を促進するため、永平寺町吉野公民館条例を制定するものです。

本条例の施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第13号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第13号の第1審議を終わります。

～日程第13 議案第14号 永平寺町御陵公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第13、議案第14号、永平寺町御陵公民館条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書40ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 議案第14号、永平寺町御陵公民館条例の制定について補足説明をさせていただきます。

こちら農林課長から説明がございましたが、松岡農業構造改善センターは、農業振興を目的に建設されましたが、近年は地域住民の交流やコミュニティ活動の拠点としての利用が増加しております。これを踏まえ、本施設を改善センターの名称を継承しつつ、公民館として位置づけ、生涯学習の推進と地域活性化を図るため、施設の所管を農林課から生涯学習課へ移し、従来の利用を維持しながら新たな学習交流の場として活用を促進するため、永平寺町御陵公民館条例を制定するものです。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上で終わります。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第14号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第14号の第1審議を終わります。

～日程第14 議案第15号 永平寺町公民館条の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第14、議案第15号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書42ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 議案第15号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての、補足説明をさせていただきます。

永平寺町御陵公民館、永平寺町吉野公民館の条例制定及び上志比地域振興センター条例の一部改正に伴い、永平寺町公民館条例内の参照する条例名称に係る部分を改正するものでございます。

14条中、永平寺町松岡農業構造改善センター条例を、永平寺町御陵公民館条例に、永平寺町松岡多目的集会センター条例を、永平寺町吉野公民館条例に、永平寺町上志比地域振興センター条例を、永平寺町上志比公民館条例に改め、永平寺町農家高齢者創作館条例を削ります。永平寺南地区の拠点施設の建設に合わせ、南地区の公民館として、管理すべく条例を制定し、再度本条例を改正し、追加いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第15号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第15号の第1審議を終わります。

～日程第15 議案第16号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第15、議案第16号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書43ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 議案第16号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明します。

今回の改正では、昨今の人件費及び物価の高騰により、現在の利用料金体系では、永平寺温泉禅の里の維持運営が困難な状況となっている状況を踏まえ、今後も利用者にとって価値あるサービスの提供を維持し、健全運営を続けるためには受益者負担の観点からも、相応な利用料収入の確保が重要であるため、条例第13条第2項中の別表に定める利用料金を改正するものであります。

中学生以上は530円から600円に、3歳以上小学生以下及び障害者基本法第2条に規定する障害者、または介護保険法第7条に規定する要介護者もしくは要支援者等で、指定管理者の許可を受けた者については、270円から300円に改正するものでございます。

なお、一部改正条例の施行予定日は令和7年4月1日としています。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私、全員協議会でもちょっと表明させていただいたのですが、大人のほうのあまり値上げはよろしくないと思うのですが、せめて子供のやつ、270円を、障害者も含むってことですけど、270円を300円って幾らも利用者いないだろうと思うのですが、それを上げて幾らになるってということも含めて考えると、子供のところは値上げせずに、逆に無料にしてもいいぐらいで

はないかなって思うぐらいですね。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 利用者の割合につきましては、障害者については大体6%ぐらい、子供、幼児につきましては3%と約10%弱の方が利用されています。全協の方でも説明させていただきましたが、他市町においても障害者及びお子様の方についても利用料金ほぼ半額でいただいている状況でございます。そういう状況も鑑みまして、今回についても同じように料金をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いや、言っていることよく分かります。分かるけど、しかし、この時代、子供なんかはもっと積極的に利用してもらうっていう意味では、3%ですからね、非常に少ない人数のことも考えると値上げ、値上げ、それで人件費を補うっていうことではないと思います。この施設は指定管理料も、それなりの引上げ行われて指定管理をお願いしているところもあると思うので、その辺は、以前はもっと今の利用者よりかは少なくとも黒字になるよってというのは、プロポーザルの側のほうから示された計画でした。そのことも考えると、子供さん、障害者も含めて僕は料金取らなくていいのでないかなって思うくらいです。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長

○町長（河合永充君） プロポーザル、昔から見るとやっぱり物価も、人、人件費も上がってきている中で、今回、町もまた支援をさせていただく。その中で、やっぱりここを健全に運営していく中で、この事業者さん、こういう値上げっていうことに今なってきております。これ社会の流れ、物価高、また、そこの企業がしっかりと雇用も守っていく、そういったためにも必要。もう一つの考え方は、子供のそういったものがというのはありますが、全永平寺町内の全ての子供がここのお風呂に入っているわけではなく、町民の皆さんの負担でこの温泉を経営させていただいているところもありますので、利用されている方、こういう社会のいろいろ、また、この健全に経営させていただくことも含めまして、今回こういった提案させていただいております。町もまた物価高による支援をさせていただく中からの事業者さんの提案ですので、またご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

10番、齋藤君

○10番（齋藤則男君） この値上げのことですけど、これは指定管理者からの発案か、それとも町の今いろんな事情から上げたほうがいいっていう考えで上げているのか、それをお聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 毎年、指定管理者から実績報告ということで収支報告を受けています。その中で、赤字幅が拡大していること。このままの状態と同じ料金体系で推移していった場合のシミュレーションもしていただきました。それにおいても、赤字が慢性的に続くといった状態ですので、このままでは健全経営ができないと。また次の指定管理者も受け手がいないという状況に陥る可能性がございますので、今回、苦渋の決断ではありますが、料金改正を提案させていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第16号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第16号の第1審議を終わります。

～日程第16 議案第17号 永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第16、議案第17号、永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書44ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 議案第17号、永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例は、水道法の規定に基づき、町の水道事業に関し水道管の布設工事監督者、及び水道技術管理者の資格を定めることを目的として制定しております。

今回、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されたため、本条例第4条、布設工事監督者の資格及び第5条、水道技術管理者の資格における第1項の各号に掲げてある学歴、学科要件、実務要件、国家資格要件などを改正させていただきます。

学歴、学科要件に対するそれぞれの実務要件がこれまでの約半分に緩和された次第でございます。また、国家資格要件につきましては、布設工事監督者については1級土木施工管理技士の追加、水道技術管理者につきましては、技術士と1級土木施工管理技士が追加となった次第でございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上、永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第17号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第17号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、総務課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 先ほど滝波議員からご質問いただいた住居手当に関する
ことをお答えいたします。

こちら条件としましては、1万6千円以上の家賃を払っている職員が対象でござい
ます。計算方法が2万7千円までと、それを超える場合と、ちょっと計算方
法違うのですが、仮に2万5千円の家賃を払っているとしますと、手当は9千円
になります。家賃5万円としますと手当が2万3,500円。6万円家賃ですと
2万8千円になるのですけども、上限は2万8千円ということになっております。
以上です。

○議長（酒井圭治君） よろしいですか。総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 持家に対しましては住居手当ございませぬ。家賃の補助
ということです。

以上です。

～日程第17 議案第18号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第17、議案第18号、永平寺町地域包括支援セ
ンターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書46ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 議案第18号、永平寺町地域包括支援センターの人
員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足
説明します。

今回の改正は、地域包括支援センターの人材確保が困難になっている状況を踏
まえ、3職種、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の配置は原則としつつ、

複数拠点で合算して3職種を配置することなど、柔軟な職員配置を進めることができるよう、介護保険法施行規則が改正されたことを踏まえ、本町の基準条例の一部を改正するものであります。

第3条第1項では、第1の被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師を専従常勤の職員としてそれぞれ1人を配置することを原則としていたところですが、引き続き、これを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算法により配置基準を満たすことを認めることができるよう改正をしております。

第3条第2項では、地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認めた場合においては、複数の包括支援センターが担当する区域において、配置する3職種を個々の包括支援センターに振り分けて配置することによって、配置基準を満たすことができる条文を追加しています。

また、個々の包括支援センターには、2職種の常勤職員を配置しなければならないとも定めています。

その他については、字句の改正となっております。

なお、一部改正の施行予定日は公布の日としています。

以上を説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 地域包括支援センター、本町の場合は一部直営、内容は委託していると、運営を委託しているということですが、いろいろ以前から、例えば保健師がいなくなったとかいうことで地域包括支援センターの運営、なかなか大変になって、一応国の基準があるので、そういうことでそろわないのなら委託先変えることもあり得るってということで話したことがあったと聞いています。僕、それは大変なことやと思ってその当時聞いていたのですが、本当に本町の場合は6千人未満ですから、それなりの基準で配置すればいいってことですが、本町は65歳以上が5,720人でしたよね、確か。そういうことを考えると、ぎりぎりのところにいる。そういうことで職員の配置もされていると思います。ただ、いろいろ聞いていてですが、人手不足で集まらないっていうか、専門的な技術を持った人たちが、資格を持った人たちが確保できないということになっているのだろうと思うのですけれども、不足したときは、例えば行政がそこを支援する、

こういう緩和した条件に合うようにするっていうことだけじゃなしに、行政が持っている人材を支援するっていうようなことで補完し合うっていうことは、特に社会福祉協議会に運営を委託していることもあって考えてもいいのではないかなと私は思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 基本的には委託をしているので委託先のほうで人材を確保するというのが原則になっていると思います。今現在、地域包括支援センター、資格持っている人が5名おられます。実は、保健師がいないですけれども、この基準の中でみなし基準というのがございまして、看護師の経験のある方は保健師としてみなすことができるということで、そういう基準で今運営をしていただいている状況でございます。今、5名ということで、3千人から6千人の中で1人、1人、1人、最低3人ということですので、基準は十分今は満たしている状態でございます。例えば、金元議員がおっしゃっておられる人員確保について、そういう状態が近づいてくるのであれば、委託先ともお話をしながら検討していかなければいけないかなと考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） あわせまして、これ今回の一般質問でも多くのあれになりましたけど、職員の枠っていうのがありまして、今、例えば保健師、永平寺町9人です。うちより少ない町の池田町が6人、そして、越前町が7人。一方、南越前町が25人とか、ほか十数人とかあります。うちもどんどん募集をして枠を広げていきたい中ですが、1人当たりの公務員数が、永平寺町一番多い中で、保健師、こういう兼業とか、何とか多くしよう、しよう今努力をしています。もう一つの課題はなかなか人が来てくれないっていうのと、その枠を確保するときに、これを言うとほかの議員、いろいろあるのですが、どこを減らさなければいけないかっていうのを常に、これ今のこの経常収支比率の中では、常にここは机の上に乗せていかないとできないという状況がありますので、この前お話ししました、町としてはそれを克服するためにいろんな民間へのお願いや、今回の昨日の金元議員の5080問題ですか、そういった中でも社協さんと連携を取りながら一緒にやっていくとか、そういった形をやってやっていくことが大事ですので、社協さんとの連携であったり、ほかの部分で言ったら民間との連携であったり、そういったことも考えてやっていきたいなと思っておりますので。今その枠の中で今必要なこの保健師を減らすのではなしに、維持をさせる、もしくは、どういうふ

うにアップさせていくかということが大切ですし、今回、こども家庭センターも保健師の配置とか、保健師の皆さんの需要っていうのが高まってきておりますので、ここの枠をこれからは増やしていく方向に進んでいくのですが、じゃあ、どこを、それを考えるのが行政だろうっていうので、それ今考えていきますが、そういった点も併せて考えていく、そういったことになってきていますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 僕、いつも町長がそのことを口酸っぱくして、総枠があって、事務職が県内で一番少ないと言うのですが、直営で、消防にしても保育園にしても、直営でやっていることっていうのは、町民にとっての非常に安心の要にもなっていると思います。だから、うちはそれをやっているのだからっていうことを国に対して宣言すればいいだけの話だと思います。そこを私は働いている人に何か責任あるような言い方っていうか、運営している側にも責任あるような言い方っていうのは、僕は問題やと思っています。何でそんなこと言うかっていうと、例えば保育園の問題でいうと、民営化するでしょう、金はここ通じて流れていきますよ。実質変わってないです、形態は。その職員をここに入れていないだけの話です。そこは子育て行政を国としても賄っているなら金はそこへ流れているのです。何も変わらないですよ。そこは自信持って宣言すればいいと思います。僕はそうは思いますよ。消防やったって、広域でやっているところは、そういう人件費をちゃんと出しているのですから。そこを何で本町の状況は職員数を減らさなければいけないようなことが第1課題にあるという言い方は、問題やと思っています。

もう一つ、福祉の問題で言うと、この間、一般質問で藤里町の取組の話をしました。確かに大人の引き籠り問題を中心的にやっていたのは社協の職員さんとか社協です。でも、全国的にそれが報道されるのは藤里町の取組として報道される。社協、社会福祉協議会っていうのは行政との関係でいうと、そういう位置づけです。あれが例えば特養をやっているほかの福祉法人がやっても、どこかの町の取組としてはならないはずですよ。そこを社会福祉協議会の位置づけもきちっとしていかないと、行政の位置づけとして駄目ではないかな。特に地域包括支援センター、何で町が直営でやらずに委託しているのかっていうのも、僕はあまり理解できないです。こんな小さなところでは、本当に町が直営で、町の職員でやっていくことに一番安心感があると思います。でも、現実的には社会福祉協議会と行政

との関係では、町民も安心して相談できる条件が付けられているところが1つの基本になっているのだろうと私は思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 現場から言ってください。

○議長（酒井圭治君） じゃあ、総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 先ほどの単独で持つか、あるいは負担金で払うかっていうところのお話出たと思うのですが、その件に関しまして、例えば消防の緊急連絡のシステムでいいますと何億ってかかる施設ですけども、それが例えば広域でやっていれば負担金でまるまる払うことはございませんけれども、今単独なので何億っていうお金がまるまるかかってくる。広域でやったらその金額より当然安い金額で購入できます、構築できますし、修繕もそうと思います。そういうやり方が私的には効率的やと思います。事実、福井鯖江広域圏ってというのはそういう考えの下に設立されているでしょうし、行政の効率化っていう点では、そのほうがはるかに単独でいろいろな事業をやるよりも効率化されていると考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 考え方の話でして、今回、経常収支比率のときに財政課長、これは、高いのは、永平寺町はその分、人でいろいろな町民の方を補完している。これはもう間違いなくそうです。消防も幼稚園も、例えば、調理員も、町単独で調理員を持っているのは永平寺町だけ、町の中では、ほかは結構委託とかやられていますので、そうです。ただ、それはそれで安全が確保されて、安心が確保されているってことでいいと思います。今、その中で人手が少なくなってきた、どうしても会計年度任用職員さんにお手伝いをしていただかなければいけない点。会計年度任用職員さんも皆さんおっしゃるとおり、賃金の格差など正職との枠がある中で、本来ですと、会計年度任用職員さんも正職に持っていきたいという思いもあります。ただ、今のこの人件費、経常収支比率が高い中では、なかなかもう上限まで来ていますので、上げていくことができない。そうした中では、そういった方々のいろいろな格差を変えていく中では、分母をどういうふうに変えていかなければいけないかというのも大切なところです。

それともう一つ、行政事務が南越前町よりも、うち18人少ない。越前町よりも63人少ない、事務職が。うちより本当に少ないのが池田町で、あとの全ての町が事務職員は少ない。人、例えば直営で持っていたりいろいろしますと、その

分また事務職が例えば採用のところでずっと人を探しに行ったり、また、いろいろなメンテナンス等をしていかなければいけない。どちらかというと、幼稚園とか消防とか現場とかは、ほかの市町と比べると、国の基準がありますので、大体ここの職場は大体基準にのっとってこれぐらいでちょっと少ないな、多いなっていうのは分かるのですが、事務職については、なかなかそこが見えにくいところがある。昔の考えの中では、公務員って楽やろうとか、そういったイメージを持たれている方がいますが、今は仕事も増えてきて、この少ない人数の中でどうやってやりくりしていくか、そういったことが大変になっている中で、どうしてもこの事務職のいろんな課題が出てくる中で事務職が疲弊していつてしまう、これをどう改善していかなければいけないかっていう流れの中で、予算、限られた予算っていうか総枠がある。その中で収支比率が、例えばこれも一つの比率です、97%、これも県内で一番高い。いろいろ分析しますと、じゃあどこを維持するためにはどうしていかなければいけないか、こっちの現場は今よくするために、じゃあこっちはもっと疲弊していいのかとか、そういうバランスがあります。いろんな新しい情報、介護とか例えば子育てとか災害とか、老朽化したインフラとか、突発的な事故とか、こういったことは事務職がいざというときはすぐ出てきてやっていく中で、もうこれ以上この事務職を減らすことはできない中で、ただ増やすことも今のこの経常収支比率が、この中でもなかなか厳しいっていう中で、町としては社協さんと連携を取ったり、民間のところと指定管理を出したり、いろいろそういった形でやっていくということが今のこの現状を維持していく、またこの人が、経常経費が悪いのではなしに、今のこの人で町民を支えていくという体制をどう維持していくかってことも考えていかなければいけない中ですので、決してその委託がいいとか、職員が少ないからできないとか、そういったことを言っているのではなしに、今私は現実をしっかりとって、どういうふうに持っていくかということをお話させていただいておりますので、ぜひその辺、ご理解をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、町長言われましたけども、僕はそのことに異論はないです。町のいろんな、町民へのいろんな政策も含めて、安心安全を提供できるような体制をどう取っていくかってことを日々苦労されているってことは。

ただ、そこでどれを選ぶかってときに、もっと自信持って直営でやっているっていうのを外に向かって言っているいいのでないですか、僕、あの応援している

つもりで言うのですけど。

ただね、実態として言うと、会計年度任用職員の方と正職員の数ってあんまり変わらないですね、本町。これは別に公的な機関っていうのは大体そういうことで構成やと思います。県庁なんかね、1970年代から非正規の方がおられて、本当にその非正規を国の法律の抜け穴を使ってやってきたのが公務員だと思います、実際は。今でもそうでしょう、何年か同じような立場で勤務した場合、正職員にしなければならぬという一般の法律があるのに、公務員は別やというわけでしょう。会計年度作ったって、そんなことを考えると、実態としてもう国が幾ら定員法で公務員の数を抑えようと思っても、それじゃあ回らないっていうのをよく見えている。

じゃあその非正規を以前はどう言っていたかたかっていったら、物件費です物件費、扱いが、人件費じゃなしにね。そういう時代もありました。それはおかしいのでないかってことで変わってきたのですが、そんなことを考えると、僕は公務員って本当に今いろんなどんな状況になっても、風当たりの強い仕事やと思います。

でも、町民にとってみれば、住民にとってみればなくてはならない仕事でありますから、そこがいなかったら生活できないですから、地域の人たちは。そういう意味では自信持ってやってほしいと思います。そういうときに、あまり公務員と、例えば先ほどの関係なんかでももっと密にしてというときには、社協さんっていうのでなしに、同じ仲間としてね、進めていく意味で、人が足らなくなったときには、補完できるような体制を取る、それは行政主導でやっていくっていうようなことが、いわゆる地域包括支援センターの配置基準の緩和っていうのは、ある意味改悪にもつながる可能性があるわけです。そのことを考えると、もっと、人が足らんから基準さえ変えればいいわっていうだけでは済まないのではないかな。さっき水道の改定もありましたけども、本当にそういうことも含めて、もっといろいろ考えな、僕らも含めて考えなあかん案件なのかなと思っているところです。

以上。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第18号について、第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第18号の第1審議を終わります。

～日程第18 議案第19号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第18、議案第19号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより、第1審議を行います。

議案書48ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 議案第19号について補足いたします。番号法の改正を受け、条例に項ずれが生じることから、これを改正するものが一つ、及びマイナンバーの独自利用事務を追加削除するものでございます。

1点目でございますが、第2条の各号で用務の定義をしておりますけれども、法改正により項番号が変わりましたので、これに伴う改正を行うものでございます。

2点目でございます。別表第1及び第2で、個人番号及び特定個人情報を利用できる事務を規定しております。ここから各表の下から三つ目、永平寺町居宅介護、介護予防サービス利用者負担金、負担額云々に関する事務を事業完了のため削除して、永平寺町在宅介護慰労金支給要綱による在宅介護慰労金支給に関する事務と、永平寺町軽度生活支援事業実施要綱による高齢者の生活援助に関する事務のこの二つを新たに追加するものでございます。これにより、これらの事務で住民票や納税証明書をお客様から提出いただくなくても、庁舎内で情報を得ることが法的に認められることになり、利便性が図れるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

- 6 番（金元直栄君） マイナンバーカードが導入されて、その情報をどう利用するかっていうことは、ビッグデータを要するに企業が利用できるようにするっていう、日本独自の取組みたいなやり方については、他の国からは問題ではないかって指摘されているところもあると思いますね。追加する独自利用事務ということで、行政がつかんでいる情報については、そういう社会福祉法人なんかには流さない、地域の防災組織にも流さないっていう状況が現実的にあると思いますね。しかし、その逆はどうも可能にするっていうのが目立つように思いますが、その辺どうお考えでしょう。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

- 総務課長（多田和憲君） この取得した個人番号及び特定個人情報っていうものの使い方は、番号法でももとは定められているものでして、その法の規定で条例に定めるものには利用できるとか、外部への提供ですね。今回は町の中での利用ですけども、外部への提供っていうところも官公庁なり相手先が法によって限られておりますので、それに従って適正な取扱いをしていくところでございます。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

- 6 番（金元直栄君） いわゆる追加する独自利用事務とか追加理由ね、削除する独自の利用事務とかいろいろあるわけですが、例えば本当に地域の防災避難計画なんか作るにしても、なかなか情報が取れない、特に都市部ではそういう条件が重なるっていうのですかね、そういうことがよく自主防災組織の人たちから言われています。地域で個別避難計画つくろうとするときも、本人からの要望が出ない限りできない。そんな情報を欲しいって言っても行政は出してくれないっていうのは続いていると思いますね。

でも、災害のときにはね、あんた方そういう人たち見捨てたんかって言われるのは、その地域の人たちになる可能性があるわけです。そのことを考えると、こういう条件で、行政は利用できる条件を作るのなら、そういうところにも利用可能な条件、一定の条件を満たしての話ですけども、そういうことも整備する必要があるのではないですか。これだけっていうと、行政だけは、情報いろいろ、社会福祉法人なんかがつかんでいる情報から、くれと言えばいいけども、向こうがくれって言ったときには出さない。そういうことになっている面もあるのでよく考えてほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） おっしゃること分かりますが、この条例、個人番号と特定個人情報の利用に関するものでして、今おっしゃっているのはどうもそのマイナンバーとかとは離れておりますので、その点に関しては防災安全課の方からお答えさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今ほどおっしゃられていました個別避難計画につきましては、避難をするときに支援をしていただく方が自ら自分の情報を開示していくような形で計画を作っていくものです。今おっしゃっていたそういった形で役場が持っている情報を出すとか、そういったことはありません。あくまでも個人が情報を出して、逃げるときにその情報を見ながら地域の方々が助けて、避難所まで連れていくような形。そしてまた大規模災害ですと、避難所に着いて、その表を見ながら薬がこの程度で切れるとか、そういったことを、またその人がどういう症状かってことが分かりまして、避難所の生活をしっかりしていくという形になっていきますので、今のここの個人情報とは違うような形になります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第19号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第19号の第1審議を終わります。

～日程第19 議案第20号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第19、議案第20号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題と

します。

これより第1審議を行います。

議案書52ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、議案第20号について補足説明します。

今回、無線局の設置場所や名称について改正を行うものでございます。

一つ目に、松岡農業構造改善センターは施設の名称の変更に伴い、御陵公民館（改善センター）に改めます。

二つ目に、旧松岡西幼稚園は跡地に公園を整備したことに伴い、松岡西公園に改めます。

三つ目に、栃原地区民地栃原西は栃原地区に新たにもう1基、無線局を新設したことに伴い、追加するものでございます。

四つ目に、旧吉峰寺キャンプ場は無線局を撤去したことに伴い、削除するものでございます。

最後に五つ目になりますが、松岡多目的集会センター（ざおう荘）は施設の名称の変更に伴い、吉野公民館（ざおう荘）に改めます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第20号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第20号の第1審議を終わります。

～日程第20 議案第21号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第20、議案第21号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書54ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案第21号について補足いたします。

所掌事務の変更及び組織の再編に伴いまして一部改正を行うものでございます。

福祉保健課の項では課内にいきいき健康室を設置しまして、健康づくりの企画調整などを所掌することといたします。こちらにつきましては、令和6年度事務事業における提言の中の住民税務課との連携協力と、及び健康寿命の延伸のための体制強化、これを目的とするものでございます。

子育て支援課の項では所掌事務にこども家庭センターに関することを追加し、子供や保護者などを対象に医療福祉保育などの多方面から一体的な支援を行ってまいります。

その下でございます。地域づくり応援課を設置し、永平寺支所と上志比支所の機能を拡大いたします。これまでの両支所での窓口業務に加え、町全体のインフラの軽微な維持管理、健康長寿クラブや各地区の振興会などの各種団体の支援、各自治会との連絡調整など、各課の所掌事務を越えて幅広い分野で機動的に町民サービスを提供し、行政と住民とのパイプ役を担う組織といたします。現状の行政サービスの改善や住民との意見交換会でのご意見を踏まえた組織でございます。

なお、この部署の設置に伴い、議会委員会条例の関連条文の改正も併せて行うものでございます。

以上、補足とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） この行政組織の中から永平寺支所、上志比支所をなくすつていうのですか、廃止するっていう、その大きな理由は何ですか。

それから、新しい名称を地域づくり応援課という名前のできるのですが、この名前の設置の目的は何ですか。それをお聞きします。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） これ一般質問でも同じようなことがございましたが、廃止ではありませんので、この新しい条例の第3条の中に永平寺支所と上志比支所という名称が残るようになっております。

それと、名称につきましては先ほど私申しましたような設置目的ですね、地域づくりを応援すると、地元と緊密に連携して地域の地区住民の方の活動を後支えといいますか、応援するという意味でこのような名称としたものでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 支所は条例の中でしっかりとうたわれておりますので、決して廃止ではありません。また、この今回の考え方については、支所機能のグレードアップ、支所の機能も合併して20年たちまして、いろいろ変わってきていると思います。当初は合併した中で上志比地区、永平寺地区のやり方、そういったことも踏襲しながら、また支所でいろいろな行政サービスを受けていこう、それで、その当時は職員50人ほど、今五、六十人多い中で地域振興課とか、合併をして、いかに早く一つの町として持っていくがためのそういった機能を持っていたと思います。大きく今流れも変わってきて、先ほどお話ししましたが、永平寺町、職員が少ない中で、どうしてもその各種団体は団体が頑張ってもらおうと、そういう施策を行ってまいりました。スポーツ協会とか公民館とかも主事を配置して公民館独自でやっていただくなど、スポーツ協会も協会独自で今いろいろと取り組んでいただく、そういう取組をさせていただいている中で、今少子高齢化とか団体の人手不足とか、いろいろなそういうお話を聞いていくうちに、ここで一つ行政の支援が欲しい。また行政とのやり取りする中でのパイプっていいですか、そういった課が欲しいといういろんな町民の方の要望の中で、それなら支所機能を維持しつつ、そういった振興会であったり団体であったりを役場が応援できる、支援というか応援という形で一緒にやっていく、またそこを応援することによって、今度地域の課題が何かっていうのがまた新たになって、それをまた施策に結びつけていくということで、そういった思いで地域づくり応援課というのを設置させていただきたいと思います。

これ、いろいろ紆余曲折ありましたが、生涯学習課が企画しました社会教育の講習会、私も参加させていただいて、いろんな方々の社会教育も生涯学習も文化もスポーツも全て地域づくりにつながって、地域づくりのためにいろいろなそういった方が活躍できるフィールドを作っていかなければいけないということで、改めてこの時代の中でこういう支所機能をさらに強化して、地域づくり応援課と

ということで、役場も一緒に町民の皆さんの課題解決に取り組んでいきたいなという思いから、今回この課を提案させていただきました。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 新しい課の設置の趣旨は全協でもお聞きしましたし、町長の説明、また一般質問等で十分理解でき、よいことだと私は賛成をします。

しかし、なぜ行政組織の中から上志比支所、永平寺支所を廃止するかっていうのがあまり私には見えてこないの、もう一度それをお聞かせ願いたいのと、もう一つ、この条文の改正の中に、第2条の見出しを課の設置に改め、同条1及び支所を削り、こうあるのですが、永平寺支所を地域づくり応援課に変えて、上志比支所を削るという文言がありますね。これ一般的に見ると、永平寺支所の中に地域づくり応援課を置いて、支所ですね、そして永平寺支所が地域づくり応援課になって、上志比支所は吸収するという条文に読めるので、これが気になるのと、もう一つ、支所の地域づくり応援課の中の永平寺支所、上志比支所の職務分担あるのですが、その中に2番に、その他、地域づくり応援課の業務に関することってというのは、これ何か支所が応援課の業務をすると捉えるのですが、これ必要なかなっていうのを、そこが気になったので。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 改正文、議案に書いてある改正文のこれ表現的なものになるのですけれども、全協のときにお示しました新旧対照表ですね、この新と旧の、今の旧を新の形にするにはこういう表現になるということで、そこに特段、永平寺支所が地域づくり応援課に変わるという意味ではございません。これはもう何々が何々に変えたら最終的にこういう形になるっていう、そういう表現のものでございます。

それと、最後の支所の文章ですね。地域づくり応援課の業務に関することっていいものは、もともとの旧の現行の規定でいきますと、永平寺支所、上志比支所、それぞれの地区内での活動に限られております。しかし、この地域づくり応援課のいろんな所管事務に関することというのを入れることによって、もう3地区関係なしに柔軟に機動的に活動ができるという仕組みとするために、このような所掌事務といたしました。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず分かっていたきたいのが、建物としての支所、上志比支所は新築もしましたし、永平寺地区には支所、これは存在します。これは住民

の皆さんが本庁に来ることなく、そこでサービスを受けることができる。

次に、今回この中で支所をうたっておりますのと、また支所長も配置をしていきます。これは規則の中でこれまで同様、設定していきますので、そこはご理解をいただきたいと思うのと、もう一つ新しい考え方の、合併して20周年の中で、支所というのはあくまでも、その建物であるとか、そこでサービスを受ける。地域振興については松岡が本所で、上志比、永平寺が支所って扱いでは、僕はないと思っています。地域振興は松岡も永平寺も上志比も一つの永平寺として対等かというと、それぞれ課題はあります。その課題解決に向けてやっていく。地域振興については上志比、永平寺だけをする、松岡だけをするとか、そういったのではなしに、永平寺全体を見渡しながらやっていくっていう中で、この支所機能の中で、より現場に近いところで松岡のそういった団体とか、地域振興会も一緒にやることによって、より上志比、永平寺、松岡の団体同士をつなげていくとか、今も現に吉野振興会と志比南の振興会と一緒に道をどうやっていこうとか、こういう連携とかっていうのも密接になることによって、よりまた次の10年、20年につながっていくかなという思いがありますので、上志比、永平寺から地域振興するのではなしに、松岡も永平寺も上志比もそれぞれの特色に合わせて地域振興をしていく、そして一つの町として連携を図れるようにしていくという、そういった狙いもあります。

もちろん、高齢化が進んでいく中で、利便性の中で支所の機能、支所でいろんな方が集っていただいたり、税金を納めていただいたり、相談事を乗ったり、そういった行政のサービスは維持していくのもここでさせていただくということで、また新しい形の地域づくりにやっていこうということを思っておりますので、決して上志比とか永平寺をないがしろにしているとか、そういったことはありません。どちらかという、高齢化が進んでいるそういった地区の課題解決に向けて積極的に職員が一緒に取り組んでいこうという、そういった課ですので、そこのご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 町長おっしゃることも私十分に理解できますし、別に反対するものではないですけど、この条例の改正文言の中で、今先ほども言われましたけど、なぜ新しい地域づくり応援課を設置し、上志比支所、永平寺支所のほうを削るというようなことにはできなかったのかなって、それが普通ならばそうすれば分かるんですけど、このような言葉でいくと、どこか吸収されている、福井

銀行でいえば、福井銀行の永平寺支店が、上志比支店がなくなって永平寺支店に入ったのですが、上志比支店って名前は残っているのですよね。うちうちでなんかみんな、私らはみんな上志比支店と、そういうような形に見えるのですね。だから、これは私の見方が悪いのかどうかですけど、そこら辺の違和感があるのと、支所の機能のいろんなことで支所を残して支所をするのですが、支所をもう少し出入りの建物でなくて、中の雰囲気は私は何か気になるので、雰囲気的なことをこれから開始していただきたいのと、もっと気軽に出入りしやすい、例えば極端に言えば発想の転換で極端に言えば、中がカフェみたいな感じで、行って支所の職員さんといろんな雑談しながら、そのこうなっているけど、何かどうだろうかという話ができる。それから地域住民同士が皆そこに集まって、一緒にそこで自動販売機からお茶でも飲みながらどうやこうやっていう、そのお茶飲み場所っていうのですか、上志比に老人センターがないので、健康福祉施設が温泉しかないので、この寄る場所がないですね。それで、今まではいろんな公共施設を含む商業施設があったのですが、それもなくなってくると、話したりする場所が欲しいなっていう、私らみたいな高齢者になると、久々に会ったと一度話ししようかっていう場所が、公民館は今度できたのですが、公民館ではちょっとっていうのと、役場でも行ったときに、おうって顔を合わせて、ほんならちょっとって、角でテーブルを囲んでとかね、自動販売機でコーヒーでも飲みながらいろんな話できるとかっていう雰囲気づくりに変えるのも一つの方法かと思えますので一度考えてみてください。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 支所内でそれができるかは分かりませんが、この応援課は、正しく今、齋藤議員がおっしゃられた町民の皆さんと、地域づくりとか全く関係ないプライベートな話は駄目ですけど、地域づくりとかいろんな会話の中でヒントをいただきます、例えば、今回どんと焼きも皆さんとお話した中で、役場の支援が欲しいって窓口がどこか分からない、それも僕よく分かりました。それならこういった部署を作って、できる、できないはあると思います。ただ、親身になって話を聞かせていただいて一緒にやっていくというのが今回この応援課の一つの目的でもありますので、そういった雰囲気になるようにやっていきたいなと思って、今まではどちらかというと住民税務課の窓口のそこに置かしていただいて、そこでいろんな相談から本庁に伝えますよっていう、行政ないしは事務的なそういう支所の雰囲気やったのを、もう一回、今回改めていろんな課題に寄り

添った課にしていこうってことで、やらせていただきたいなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思って、支所機能をこれまでも何とかしようと思っ
て、コロナのときに建設課、農林課の職員も支所に配置をして、地元の皆さんの
声を聴くようにやっていたのですが、どうしてもこの業務の中で、リモートとか
も結構うまく利用しているところもあるのですが、1か所に集まったほうがいいと
か、上志比から農林課に、永平寺支所で一つまとめたいとか、一方で永平寺支所
に商工観光課を置くって、支所の雰囲気をよくしていこうとか、にぎわいを作っ
ていこうとかいろいろな思いがあったのですが、今回は齋藤議員がおっしゃるよ
うに、住民の皆さんに寄り添った、そういった支所になっていけばいいなという
思いがありますので、またお願いします。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど齋藤議員と町長のやり取り聞かせていただきました。
本当に当初、この地域づくり応援課、前は地域づくり支所みたいな形になってい
ましたからね、あれだったのですが、結果的に地域づくり応援課っていうのを作
っていただき、非常に素晴らしいことだし、今までいろんな形で、その地域の
方々とか、それぞれの振興会の方々であるとか、公民館の方々、生涯学習課のほ
うの骨折りがあってですね、その地域づくりが盛り上がってきたと私は思ってい
ます。それに、こうして町長がその地域づくりをやはり大きな町のお題目ってい
うのか、一つの大きな錦の御旗にしようっていうことで、その課の設立。私はそ
れ、大いに賛成です。それはいろんな、全協のときであるとか、いろんなときに
やっていますし、裏を返せば私のほうがいろんな形でも返してもらったことがね、
町長はこれ見ていただいて、やろうって言うてくれたので、私は本当にこれすば
らしいことでよかったと思っています。

ただ、前、あのときでも口酸っぱくしていますが、例えばですね、ここの2条
に、課及び支所を置くっていうのを2条のところで、課、支所という項目がなくな
るわけですよ。ということは、支所という位置づけは、これはここの建物の位置
づけはありますけどもね。支所という形の位置づけは全くなくなりましたってい
うのが2条の項目ですよ。私が思うのであればやはり永平寺支所、上志比支所と
同時に地域づくり応援課っていうのを新たに一つ作った。例えばその3条のここ
ろで地域づくり応援課の1でね、支所の運営に関することっていうふうに作って
いるわけですよ。じゃなくて、地域づくり応援課は、その2番から6番までのこ
れが永平寺支所にも永平寺地区にも当てはまる、上志比地区にも当てはまる、松

岡地区にも当てはまるってことで、新たに地域づくり応援課っていうものはですね、生涯学習課という、この今まで培ってきた社会教育の推進、いろんな形のその社会教育推進の中のもっと細分化して、その地域づくりのほうに特化したような形の課を作る。例えば、防災安全課ができたように、町長が防災、それが今後の町の行政の中で住民の安全とそういうものに関わる、それはいつもやっていたわけですよ。それをあえて防災安全課っていうものを設立して、その住民の安心を作るために、作ったわけですよ。同じように私は全協でも言いましたけど、生涯学習課というのは幅広いですよ。その中の特に地域づくりに関しては応援課っていうのを作って頑張っていきましょう。だから僕これ大いに賛成です。

しかし、その支所という大きな、例えば合併をしたわけです。私はもう20年たつてことですが、たかが僕らからすれば20年ですよ、たかが20年。ある人はもう20年もたったよって言い方あるかもしれませんが、2条で支所をなくすってことは、そういうその町長所管の所属するそういう部署がなくなっちゃいますよってことになるのでね。私自身はこの永平寺支所、上志比支所を残しながら新たに地域づくり応援課っていうのも作る。そして、その永平寺支所とか上志比支所のところの下に、この2番にね、その他、永平寺地区に関することっていう文章がね、例えばここに書いてある、その他、地域づくり応援に関するのもありますよっていう名前に2番を変え、なおかつ地域づくり応援課のほうは1番をなくして、その2番から6番をその地域づくり応援課を設立する。それは先ほど言ったように、生涯学習課という大きな網羅する生涯学習課、学校教育のほかにね。その生涯学習課の中の、とりわけその地域の発展のために地域づくり応援課が設立されましたよっていう発想で僕はいいのでないかって。そのほうがすっきりするのでないかっていう気がします。ここでいくと、地域づくり応援課で各支所の直系に関することしか書いてないですね。ほんなら、松岡地区はどうなるのってなった場合には、やはりそういう、あのとき答弁もありましたけどね、そう考えると地域づくり応援課っていうのが先に言った、社会、何回も言っていますが、その中の特化した動きだってことするために、そのやはりその支所という町長部局の中から除くってことに関しては非常に抵抗っていうのですか、僕は並列して新たに地域づくり応援課っていうのを設置したほうが、僕はより鮮明じゃないかって思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、並列しますと、何があれ、それもやっぱ検討しました。

それで、何が課題かといいますと、地域づくり応援課は松岡の振興に関する課になってしまうのです。もう同列しますと、永平寺支所、上志比支所と地域づくり応援課を同列しますと、永平寺支所、上志比支所はもう永平寺と上志比の振興をするってなっていますので、同列にしますと、この地域づくり応援課は松岡の振興に関する課、ここを兼務させればいいっていう意見にもなると思います。今は住民税務課長が支所長を兼務していますが、ここの課長を二つ兼務させればいいっていう意見になると思いますが、この設立目的、その課の設置目的がこれ二つ並列にしますと、松岡の振興に関する課っていう、なぜならもう同列に永平寺地区、上志比地区を振興することというもう部署がありますので、それでは駄目だろうってことで、全ての地域振興を一本化する地域づくり応援課、その応援課の中には永平寺支所、上志比支所の振興を保っていきますよっていう担保をするために、3条に入れているっていうことですので、思えば、このやることはもう本当に皆さん分かってもらいたいです。これ行政文書といいますか、条例の中では、そういうふうに明記しておかないと、地域づくり応援課、同列にすると松岡のためだけの課になってしまうっていうことがありますので、今回、全ての地域振興とかそこを応援するという意味で、こういうふうにさせていただいたので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ですから、考え方、捉え方かもしれんですが、要は永平寺支所、上志比支所の中にはね、例えばそういう地域づくりの応援課のそういう業務に関することが入ってくるわけですよ。ここの文章の書き方があれですけどもね。だから何回も、要するに地域づくり応援課と支所を並列したからね、地域づくり応援課はそのどっちか、松岡だけしか見られませんよって、僕はならないと思いますよ。それならね、例えばですよ、なら建設課ってありますでしょう。建設課はほんなら松岡だけ見ているのですか。永平寺、上志比も見ているわけでしょう。同じような考えをすると、今言う地域づくり応援課っていうのを作っても、それは当然、三つのところを、部署を見るって形だと思っています。さっき言った生涯学習の中の特化した部分だっから見方をしているっていうことです。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 言っていますのは、建設課は全て見ます。これが今、並列になって何があれかって、問題、問題っていうか課題になるかといいますと、永平寺支所、上志比支所という、課という位置づけになりますと、この課の目的が今

の時点で、2条に置いときますと、永平寺の振興と上志比の振興のための課です。それうたわれていますんで。

そこで地域づくり応援課を同列に並べますと、上志比、永平寺支所はもう既に永平寺地区と上志比地区の振興をうたっていますので、この新しくできる地域づくり応援課が永平寺地区、上志比地区、松岡地区の振興っていうのをうたえない。なぜかって、もうありますので。第2建設課を作るみたいな感じになると思います。建設課があるのに、またそれによく似た建設課を作ると、事務分掌の整合性がなくなるといえますか。ですから僕では難しい専門的、なかなか伝わらないですか。今僕言っているの、なかなか伝わらない。言っているのが難しい、待ってください。具体的に言いますと、今の時点で支所は上志比地区の振興と永平寺地区の振興っていうのがうたわれています。上志比支所、永平寺支所は松岡地区の振興に関しては何もないです、しなくていいです。

○11番（上田 誠君） 支所はね。

○町長（河合永充君） 永平寺支所、上志比支所。ただ、今回から私たちは永平寺、上志比だけでなしいろんな団体さんとか、そういったところを支援していこうっていう思い、それはもう同じ思いですよ。それをしていくのに、今度条例上どうやって持っていったらいいか。同列に作ればいいです。作ればいいですけど、今回この設置目的の中で地域づくり応援課は松岡の地区の振興、今まで松岡地区の振興っていう項目がどこの課にもないです。永平寺支所、上志比支所、松岡支所がないので。

○11番（上田 誠君） 松岡は本庁だから別に。

○町長（河合永充君） 振興っていう面で、みんなで振興しているんですけど、条例上うたっているのが永平寺支所、上志比支所に松岡の振興っていうのが入っていれば問題ないですけど。それで、今2条に地域づくり応援課を今、上田議員が言うように2条は課で同列にしますと、この地域づくり応援課は松岡振興のためだけの課になってしまう。ここを二つ合同でやることによって全部の地域振興につながるのですが、兼務辞令を出すようになると思います、課が二つあって。

ただ、それではなかなか、設置目的も松岡の振興のためだけに新しい課を作るのか、決してそんな思いないですよ。ただ、この条例上はそう読み取れてしまうので、地域づくり応援課というのを2条に持って行って、3条の中で今までどおり上志比振興、永平寺振興も合わせて松岡の地域づくりとか、上志比も永平寺もみんなの地域づくりとか団体の支援とか、そういったことをやっていこうという

ことですので、決して支所をなくすとか、そういった、逆に町民の皆さんにそういった印象を持たれると、物すごくこの地域づくり応援課っていうのはマイナスにとられてしまうかもしれませんが、決してそうではなくて今、地域が抱えている課題を職員が一緒になってやっていこうって。それとこの課は生涯学習だけではなく、例えば建設課とかの見回りだったり、部活動の子供たちを誘導する、学校教育課、教育のそういったところであったり、これまで職員が少ない中で民間にとか地域振興課にお任せしていたところをもう一度、私たちが一緒にやらせていただきたいっていうそういった思いがありますので、やることについては一緒の思いだと思いますけど、この条例テクニックとしましてはそういうことですので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私もこの条例見まして、行政組織から支所を抜いてしまうのは、僕は問題やと思います。私は思う。もう大体今、議論はもう大体出ているのかなと思うので、私の考えだけ言っておきますけど、地域振興を強化するっていうのは私たちも、私たちって言ったら申し訳ない、私も願ってきたことですから、これについては何も異論はないです。そういう課ができてもいいです。別に永平寺支所に置かなくても本庁に置いてもいいです。どこか違うところに置いてもいいわけですから、それは何も異論はないと思います。

ただ、行政組織の中から支所というのを抜くというのは、この合併して20年っていいですけど、このいわゆる永平寺町の中にある行政組織をどう位置づけて見ていくかっていう意味では、行政組織の中に支所があるのと、支所があるからそれはいいじゃないかっていうのとはそれ意味が違う、建物があるからいいっていう意味ではないと思いますね。それはですね、全国ほとんどのところで合併してなかった自治体がないぐらい平成の大合併やられたのですから、支所ってあっちこっちにあるでしょう。それ参考にすればいいのでないですか、支所の仕事って。僕は今の本町の支所の位置づけについては軽んじているのかなっていう見え方になります。支所長も兼務ですから。もっと強化していいのではないかなと思うくらいです。もし何かあったときのことを考えると、災害なんかがあったときのこと考えると、体制は十分取っていると言いながら、最大の要因は距離ですから、距離ね。みんな集まれと言ったって距離が遠ければ集まれん、被災した人たちもいらっしゃるとなかなか集まりきれないこともありますから、そんなときのためにどうだというのが、今度の去年の1月の能登の地震で示されたのでないですか。

合併で自治体がなくなったのが一番復興の妨げになっている、情報もつかめない。そうでしょう。今、石川県、本当に国も含めて能登の復興どう考えているのっていう状況が自治体としてはあるわけですね。そのことを考えると、支所の位置づけていうのはもっときちとした形で、行政組織の中で位置づけて、仕事もどうということしてもらおうということをしていく、だから、地域復興っていうのは、その支所にもありますけど、全体の社会教育上の地域復興どう関わっていくかっていう問題とは別にして考えればいい、それは条文の内容の問題です。書き方の問題です。そのことだけは言っておきたいし、この内容では僕はとても賛成できないと思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん勘違いされていると思うのは、支所しか復興をやっていない。上志比支所、永平寺支所しか上志比、永平寺町の復興をやっていないのではなしに、全ての課が、もうそれは上志比、永平寺、松岡関係、地勢とかいろいろそういったのはあります。社会状況とか人口構成とか、そういったのはしっかり支えさせて、支えさせて上からなってしまう、仕事をさせていただいています。復興についてはもうみんなやっています。そこの窓口、どういうふうな課題があるのか、すぐつながるのか、クイックに動けるのか、そういったのが今回、今からの支所に求められているかなっていうふうに思います。

あと災害のとき、これは永平寺町も大雪とか洪水を何度か経験しております。その都度、やっぱ支所にその職員を準対策本部って、対策本部はここですけど、永平寺、上志比にも職員をこれこそ3分の1ずつとは言いませんが配置して、そこからリモートで常にやり取りをして、情報を出して、職員の交替とかこっちから送るなど、それはもう緊密にできています。そこも防災安全課がそうやって、この支所、拠点があるというのは大事ですので、その拠点は永平寺町、今整備もしていますしやっています。その拠点をこれからどう利活用していくか、いかしていくかっていうのが今回のその一つがここで、決して地域づくり応援課だけが復興とか、この支所を使うのではなく、いざというときは防災課も使いますし、いろんな会議とかも支所でやるなど、そういったこともやっておりますので、そういった点で地域づくり応援課というのは一つの住民の皆さんに近い、物すごく近い課にしていったら、そこから上がってくる情報とかそういったことを私たちがまた復興につなげていくっていうことですので、ぜひこれ、もう今の時代待ったなしだと思います、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 町長の言ったとおりです。何も異論ないです。みんなで見る、本当に。ただ、それと行政組織の中での位置づけとは別です。そこは大事やと思いますね。災害、災害っていいですけど、地震災害っていいですが、能登なんかは地震の後に大水でしょう。東北もそうですよ。地震の後に津波でしょう、それに原発事故も重なっていますけど、本当に能登やったって、地震の後に津波でやられるみたいなもので、洪水の話は。熊本やったって地震2度ありました、震度7が。そういうことが普通に起こり得る条件の中ですから、支所の位置づけってというのは崩さない一つのきちとしたものとして、今こういうことが提起されてきていますから、僕は逆に確立するときと、僕は思っています。町長の言われたとおりでいいです。もうみんなで支えていく、みんなで見ていく、振興していくとき、これ何も異論ないですよ、異論ないですよ。だから、そういう条文にしないと駄目やっていうことです。

以上です。だから、行政組織としての位置づけですね。

○議長（酒井圭治君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 今回、福祉保健課の中にいきいき健康室っていうのを設けさせてもらいました。これ町民の健康づくりを強化するためにということで設けさせてもらいました。地域づくり応援課というのはそういった地域の人を含めた地域づくりを応援するために新しい課を作りましたけども、先ほどの福祉保健課の中にいきいき健康室を設けたときに、2条にいきいき健康室を設けてという話にはならないと思いますけども、今度、地域づくり応援課を、地域づくりを強化するために課を設置しまして、その中で特に永平寺とか上志比を応援するために永平寺支所と上志比支所というのを地域づくり応援課の中に設置しましたので、そういった条文の立てつけといいますか、他の課と同じような立てつけで強化をしています、地域づくり応援課として。その中に特に永平寺、上志比を応援するというのをうたっていますので、並列にはなかなかすることは難しいかなと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 副町長の言っていることよう分かります。

ただ、さっきも言ったように、何回も同じことなってもう繰り返しですが、2条のところにさっき言った課と支所を置くって位置づけしている、それはその町

長部局の中で支所という一つの、合併したときに、それぞれの違う行政体と一緒にになったわけですよ。ですから、そういう中から、例えば合併したから地形が変わるわけでもないし、人が変わるわけでもないし、そこに現存たる生活組織があるわけですから、その中での支所というのは、位置づけというのは課のあれとは僕は別もんと思っていますよ。

だから、あくまでも先ほど、何回も言って申し訳ないですが、当然、地域づくり応援課っていうのが例えば建設課があったり、えい住支援課があったり、福祉課があると同じような位置づけの中で地域づくりというものに特化してそういう課を並列して作りましょうっていうのと同じじゃないかっていう見方です。支所の中に、今のこれやと先ほどのやつは建物の中にいきいき、要は福祉施設の中にそのいきいき健康室を作るっていうのとね、今回のこれとは話が、副町長言われましたがちょっと別もんだって私は思っているんで、あえてちょっとこの辺りは言わしていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今のお話伺っていても、どうも施設としての支所と機能としての支所っていうのですかね、というのを二通りの話がこんがらがっているように思うのですけれども、施設としての支所というのは全協のときも、事務所位置条例っていうので永平寺支所をここに、上志比支所をここにというのがございます。別に今回これを改正しようっていうものではございません。ということは、施設は残るということですね。組織としての支所、これは今、改正後のこの条例で第3条のほうに入っております。どちらも消えるものではございません。

ただ、機能強化のために支所の、2条から3条に移して、それによって機能を強化するというふうにお考えいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の論議をいろいろ聞いていますと、やはり2条からなくした理由があまり明確ではないかなって思うので、要は条文の立て方、これ専門家に見てもらったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。多分県なんかにはありますよね、そういう条文。文書学事課ですかね。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） この当然議案出すときにはですね、私らの思いをどう文章で表現するかということになりますが、それはうちら委託しておりますので、民

間ですけど会社に委託して、これでこういう書き方で私らが思っていることとズレないかということは確認させていただいております。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それは全国組織の全国の民間ですかね、名称を教えていただけるといいかなと思うのですけれど。

それともう一点。あともう一点だけ地域づくり応援課の中で新たに町管理施設全般の維持管理に関することっていうことになっているのですが、これって契約管財課とはかぶるっていうことはないですか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 条例の確認していただいた業者はぎょうせいという業者でございます。

それと、この町管理施設全般、こちらにつきましては契約管財課というのでなしに建設課が管理する道路であったり、川であったり、農林課が管理する農道であったり、排水路であったりというものも含めて、建物も含めますし、そういう、何といったらいいのですかね、ハード的なもの全般というくくりで考えております。ほんで、例えば上志比のどこかで穴開いているとかいうときに、今は建設課で補修すると言っていますが、そういうような機能も上志比支所に置いて、機動的に迅速に業務を行うことができるように、そういう業務も支所でできるように、こういう立てつけとなっております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 例えば、契約管財課ですと、除草事業、シルバーさんと年2回っていう契約をしてきれいにしてもらおう。ただ、やっていると、例えばあそこの草が生えすぎて危険だとか、そういった情報をいただくときがあります。それを、今までですとシルバーさんにもう一度お願いするなど、早くしてとかじゃなくて、そこはクイックに役場の職員が行ってやるって。この前も永平寺地区の区長会の中でも、公園の整備がなかなか自分らだけでは大変になってきたって、そういう相談して、全部それは役場が受けるのではなしに、一緒にやりながら、何が課題なのかっていうのをやっぱ見付けていこうとか、今現実には、現状では、例えば建設課にもそういう職員が1人います。通報があつて道に穴が開いて危ないよとか、あそこのガードレールがちょっと壊れてるよとかっていうのはすぐに行つて職員が対応して直すっていう、それを全町的に広げていきたいなと思っております。

ただ、町民の方があれも、これもというのは、そうではなしに、やっぱそこは振興会であったり区であったり、そういった方々との話の中でお手伝いをしながら何か見付けられないか。危険なところの草刈りもすぐ対応することが住民の皆さんにとってもいいときとかもありますので、そういったことをするという意味で、町内全般の管理をする、町管理施設全般の維持管理をするってことですので、クイックにやるっていうことですので、お願いします。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、町民からのいろんな具体的な声というのですか、苦情っていうのですか、ここ直してほしいとかここ大変とかっていうのをすぐやる課っていう位置づけと考えればいいのですかね。

というのは、これだけ見ていますと、要は町の持っている施設全般のよくある、ストックマネジメントっていうのですか、後々の改修計画とかっていう、それらも全てここが管理するのかっていうイメージに捉えられるのですが、それは今までどおり、例えば契約管財課さんがすることになるのかっていうのがお聞きしたいっていうことと、もう一点、そうしますと地域づくり応援課っていうのは本庁内に設置をして、そして職員何名か、当然支所の職員もそこに管轄されるのだろうと思いますけれども、そういう具体的にどう配置されてというようなところもお聞かせいただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） イメージ、先ほどおっしゃったイメージにつきましては、そのようなすぐやる課的な、そういうね、住民からの通報を受けてさささっと動くっていうそういう一面もこの課で担います。プラス地域づくりの後押しといいますか、下支えといいますか、そういうのも併せて行うような組織でございます。

それと二つ目。場所ですね、設置につきましては、今、本庁以外のところで、事務所の広さとかも見て考えたいと思いますが、本庁以外の場所に置く予定でございます。

○9番（滝波登喜男君） 職員はどれぐらい置く。

○総務課長（多田和憲君） 職員は兼務も含めますので、四、五人前後になると思います。

○9番（滝波登喜男君） 施設の将来的なところは。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 今のご質問の件ですけれども、先ほど言われました

ストックマネジメントとか、それについても契約管財課ではなくて、それぞれの担当課で計画のほうは進めてまいります。あくまでも契約管財課は本庁と公用施設っていいですか、そういった部分の管理であって、各施設それぞれのことにつきましては各所管が計画のほうは策定していきます。今、言われた地域づくり応援課の管理っていう部分に関しては、維持管理っていう部分の管理っていうことで、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 誤解のないようにお願いしたいのですが、住民からの苦情とかそれというのは、例えば草が危ないとかそういった苦情で、例えば個人的に私のうちにここ蜂の巣があるので取りに来てとか、そういったのではないので、あくまでも地域の危険な箇所とか団体、また振興会の支援っていうことです。

あと、これいろいろ幅が広いので、例えば生涯学習課、建設課、そういったとこの職員もちょっと地域づくり応援課と兼務辞令を出させていただく、その連携を密にするのも必要になってくるところもありますので、出させていただくように今、検討をさせていただいております。

それと、窓口も住民税務課が担当するのですが、職員が異動とか休みとかそういったのが、急に行かれなくなったとかありますので、そういったときの対応のために窓口の兼務辞令も出させる。ただ、メインは住民税務課がやるということですので、またそういった形で、各課との連携が密になる課になるかなと思っていますので、そこは今詰めているところです。

○議長（酒井圭治君） 最後、3回目になります、6番、金元君。

○6番（金元直栄君） さっき支所については合併して以後、あちこちにそういう支所があるでしょう、そういうようなところで支所の位置づけをどうしているのですか、本庁とはちょっと違うように思うので。その辺、いいところの教訓をやっぱり学んでほしいって、そういうようなのを参考にして作られているのですかっていうのを答えてほしかったのですが。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それはその町の歴史とか地域性とか地勢とか、いろいろある中で、あと20年やってきて、ずっとやってきた中で、これまでは窓口だけの機能だったかもしれませんが、また新たなステージに移っていくのかと思います。これも地域の皆さんとか、町のこれからの課題、これの課題解決に向けて、新しいこの取組をしていきたいっていう、そういった思いですので、今のこの永平寺

町の現状のこの地域振興を、この支所の機能を強化することによって次の世代の課題解決につなげていきたいという、そういった思いがありますので、それぞれの市町自治体はそれぞれの位置づけの、支所という位置づけがありますが、やっぱり永平寺町らしいそういった位置づけにしていきたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第21号について、第2審議に付したい案件ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 第2審議に付したい提案がございます。第2審議に付したい内容について、または理解できない事項についての発言をお願いいたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この条例の改定ですが、いわゆる地域づくり応援課を設けるに当たって、行政組織になったら永平寺支所、上志比支所を省くということになっています。そういう内容を考えると、私は行政組織から支所そのものを省くということは、今後の支所の在り方についても大きな課題が出てくると思っています。地域づくり応援課については私も含めて他の議員の話を聞いていても、地域振興を積極的に進める意味では、課の設置について異論はないです。

ただし、それを支所と取替えるということについては大きな問題があると思っていますので、その辺をやっぱり行政組織からどうして省くのか、新しい時代という話も今ちょいちょいしていましたが、そういう問題では僕はないと思うので、行政組織っていうのは、そこは住民への約束でもありますから、しっかりと位置づけたものにしていきたいと思っていますが。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 第2審議に送るための1人以上のことで、私も手挙げたわけですが、先ほどとの重複するところあります。やはり支所機能というのと、新しくそういう課を置くのとは全く別問題という、前から言っていますが、そういうふうな思いがあります。

だから支所というものを、町も含めて全国的に支所機能があるのですが、その支所を置いた経緯とか、またそのなぜそこを置いてあるのかっていうのは問われている形ですね。ですから、やはりどういう、機能そのものをなくすってことな

れば、そこから論議しないといけないと思いますので、ぜひ第２審議のほうに送っていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

お諮りします。

ただいま６番、金元君、１１番、上田君より第２審議の提案がございました。

これに賛同される議員の挙手を求めます。

第２審議の賛成者があります。議案第２１号永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、を第２審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの事項について第２審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第２１号の第１審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前１１時５５分 休憩）

（午後 １時１５分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第２１ 議案第２２号 永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２１、議案第２２号、永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について、を議題とします。

これより第１審議を行います。

議案書５６ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、議案第２２号、永平寺町犯罪被害者等支援条例の制定について補足説明をさせていただきます。

今回、犯罪被害者等基本法に基づきまして、町、町民等及び事業者の責務や被害の早期回復及び軽減に向けた取組を明確にし、犯罪被害者等への経済的負担軽減を含めた支援の充実を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

５７ページ、第４条から５条にかけては、犯罪被害者等の支援のために町、町民等及び事業者のそれぞれが行う責務や役割を明らかにしています。

また、第６条から１２条にかけては、基本となる施策を明記しております。こ

の条例につきましてはパブリックコメントを実施しております。実施していましたが、町民からのご意見はございませんでした。

以上を補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） この犯罪被害者等支援条例の制定ですが、本町での制定の、この間、見舞金の支給の問題は説明いただきましたけれど、本町でのこの制定の意味で幾つかあります。

一つは、経済的な支援の話がされましたけど、具体的なものはどういう意味があるのかっていうのが一つ。この条例ってなくても国の制度もあるのではなかったのかと思いますが、法律がね。その点ではどうなのか、制度の関係では。それで、この条例、町では初めて設けるということですが、県内で。あることによるその意味ですね、分かればいいと思います。

最後ですが、こうやって本町、他の町に先んじて作るわけですが、何か差し迫った課題とかそういうのがあるのでしょうかっていうこともちょっと確認したいと思います。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 幾つかご質問がありましたが、幾つかまた重複する部分がありましたらすみません、お願いします。

まず、財政的支援っていうことですが、先ほど議員おっしゃられましたとおり、この後、条例ができましたら規則を制定しまして、今の遺族見舞金とかそういうところで支援をさせていただきたいなと思っています。

あと、法的にというお話がありましたが、町のほうでは以前から永平寺町犯罪被害者等支援施策関連施策集ということで、各課が連携しまして、こういった被害に遭われた方の支援を行うということで、窓口は防災安全課で、あと今の遺族基礎年金とかそういった、国民年金保険とかそういったことは福祉保健課や住民福祉課、あと日常の生活の支援では身体障害者手帳の交付とか、自立支援の医療給付などを福祉保健課などで行っていますし、子育ての短期支援事業とか子育て支援課、あと安全の確保ということで、住民情報請求の権限なんかは住民税務課のほうで。そして、居住の安定ということで町営住宅への入居とか、そういったことは建設課のほうで行っております。そういったことは行っていたのですけど

も、こうやって条例を定めることによって、こういうことをまた強化しているという形でご理解をお願いしたいと思います。

あと意味とかは、この前、新聞とかで載っていましたが、お隣の勝山市やったかな、この条例の要望ということで、市長のほうに要望されているところがありました。県下で永平寺町、町としては初めてということでしたが、こういうことは今もう各市町で取り組んでいく内容ということでご理解をお願いしたいと思います。

あと四つ目が、差し迫ったっていうのは、やはりこういった犯罪の被害があるということもありますし、全国的に先ほど言いましたとおり、取組が行われているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる犯罪被害っていうと分からない面もあるので、例えば交通事故なんかも、ひき逃げっていうのはそれ犯罪ですわね。そういうのとはまた意味が違う犯罪ですか。交通事故なんかも、ひき逃げされた人たちへの支援なんかあるのですかねっていうことも含めて、どうでしょう。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） この対象となるっていうか、そういったことはまた警察のほうとも協議して、この方はそうだっていうことでなりますので、町が決定するってことじゃなくて、あくまでも連携しながらこの条例というか施策を行っていきます。

先ほども言ったとおり、こういう町内ではそういった形で連携していましたが、やはり犯罪被害者に、遭われた方の周辺の住民の方にもそういったご協力、町の事業の協力とか、警察の協力とかいろいろありますが、そういったことでも協力してほしい、またそこで働いている事業所の協力もいただきたいってことで、こういった条例を作るところです。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第22号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第22号の第1審議を終わります。

～日程第22 議案第23号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第22、議案第23号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書59ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第23号の一般会計補正予算について補足説明をいたします。

補正内容としましては、今年度の事業の実施、進捗状況による経費の増減を計上するものが多くとなっております。

それでは、私のほうからは主な増額のみを説明いたします。

まず、議案書74ページから75ページ上段にかけましての款2総務費、項1総務管理費では、目1一般管理費におきまして、ふるさと納税に関連する費用として500万円を計上しております。

目4財産管理費におきましては、土地開発事業会計からの貸付金の返還金及び積立金の運用利子を合わせまして623万7千円を基金に積み立てるものでございます。

目5企画費では、7,211万7千円を計上しております。国の重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施する、永平寺町生活応援券事業が主なものでございます。

次に75ページ下段から76ページ上段にかけましての、款3民生費、項1社会福祉費では、目3心身障害者福祉費に5,652万円を計上しております。介護報酬の改定やサービス利用者の増によるものでございます。

目4老人福祉費629万9千円につきましては、特別会計内の事業実績により

繰出金を増額するものでございます。

76 ページ下段の款3 民生費、項2 児童福祉費では目4 児童福祉施設費におきまして、町内の認定こども園への負担金1, 558万9千円を計上しております。

目5 子育て支援事業費では、委託料において職員の欠員により児童クラブ指導員委託料を90万9千円増額するほか、支給対象者が増えたことから扶助費100万円を増額するものでございます。

77 ページをお願いいたします。上段の款4 衛生費、項1 保健衛生費では、目2 予防費におきまして、健診と受診者の増に伴い委託料に37万円、健康被害救済の認定があったことから、扶助費に66万7千円、事業精査に伴う返還金として396万6千円を計上しております。

79 ページをお願いいたします。

下段の款8 土木費、項2 道路橋梁費では、目1 道路橋梁総務費におきまして、県が実施した道路事業の負担金623万3千円を計上しております。

目2 道路橋梁維持費、9, 977万1千円につきましては、本年度の除雪に要する費用を増額計上するものでございます。

81 ページをお願いします。

上から2段目の款10 教育費、項4 幼稚園費、127万7千円につきましては、法定価格改正により町外幼稚園への給付費を増額するものでございます。

以上、議案第23号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） それでは、予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は2月18日全員協議会資料114ページからの、令和6年度3月補正予算説明書をご用意ください。

総括質疑は課ごとの審議が全て終了した後にお諮りいたします。

担当課の補足説明を求めます。

まず、総務課関係、3月補正予算説明書、119ページを行います。補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、総務課所管分について説明いたします。

コンサルティング契約を締結している業務によって成立した企業版ふるさと納税の、昨年7月から12月の寄附額が確定しましたので、必要となる経費及び基金積立てを補正するものでございます。コンサルティング相手方の金融機関が営業の成果で500万円の寄附を獲得いたしました。契約書により、この場合寄附

額の２０％と及び消費税、合わせて２２％の委託料を成功報酬として支払うこととなっておりますので、委託料に１１０万円、残る３９０万円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして右側です。住宅利活用会計年度任用職員給です。こちらは財源組替えとなっております。

空き家計画の策定のために会計年度を雇用しておりますが、これに対しまして交付金の交付決定があったため、その会計年度の報酬等に係る財源組替えを行うものでございます。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

１１番、上田君。

○１１番（上田 誠君） すみません、前お聞きしたのかもしれませんが、金融機関、これは福井県なら福井銀行とか、そういう指定された金融機関と判断すればよろしいわけですね。その当初のコンサルティング契約で、その２０％のあれと、その営業成果と言うことですから、営業成果っていうのは、こっちは考えずに、向こうから入ってきたっていう発想なの。そこら辺りのシステムの内容がよく分からんのですが、例えば契約が福井銀行だけなのか、幅広い銀行なのか、幅広く契約しとけばいいのでないかっていう発想にもなるので、そこら辺りも何かシステムの的に何ていうのか、聞いていたのかもしれませんが、教えてください。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今回成立しましたのは福井銀行関係の会社でございます。

ほかにも契約はしているのですが、今回、成功そういうふうに成立したっていう。

そんなたくさんはないです。成立したのはこの１件だけです。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

なければ、次に防災安全課関係、１２０ページから１２１ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、左側です。防犯対策事業費の自治会管理防犯灯補助金について、これは自治会が設置するＬＥＤ防犯灯の新規設置数の実績により１００万円の減額を補正するものです。また、都市再生整備計画事業補助金の交付決定があったため、町が設置した防犯カメラ設置工事に係る財源を組

み替えております。

次に、右側の重点支援地方交付金事業の家庭用防犯対策品設置事業補助金については、犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるよう、特に高齢者世帯の防犯対策を支援するため、防犯カメラ等の防犯対策費の購入や設置費用に対して2分の1の補助、限度額2万円ですが、これを新たに新規に補助するものです。60万円の増額補正をお願いします。

なお財源につきましては、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てております。

次に121ページ、左側の防犯対策事業の空き家解体等及び撤去事業補助金については、6年度は、8件の空き家解体をしており、事業が確定したため、不要となった170万円を減額補正するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 120ページのところの防犯カメラですが、30世帯ということで、これの周知とか、お年寄り、一人暮らしとかそんなので、なかなか周知も含めて、ちょっと手を差し伸べてあげる必要があるのではないかと思いますのですが、そういうふうなところは、どういうふうに考えてらっしゃるかをお知らせください。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 広報等で、説明、周知していきたいと思ひますし、実は区長会等でもまだ決まてない、予定というところで、こういったことをお知らせして、周知を図っていきたく思ひています。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） やはりある程度、例えば、京善を例にとると、あつこのうちと、あつこのうちと、あつこのうちとが、ひょっとしたら必要じゃないかっていうときに、広報紙だけじゃなくて、私どもでしたら、地域福祉、小福祉協議会があるとか、そういうところに働きかけて、例えば、あつこの家とあつこの家とあつこの家はちょっとお願いして、分からんかもしれんから行って話しして、そうというのであれば設置すると。何かそういうきめ細かな形でやったほうがいいのではないかなと思ひて、今の質問をさせてもらいました。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） また検討して、そういうふうに進めていきたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 例えば、個別避難計画を作っている中でこういったご案内をさせていただくなど、民生委員さんもいろんな方々に、こういった事業ありますよというのは、防災安全課、福祉保健課、いろいろな中で連携しながらお知らせはしていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

なければ、次に財政課関係、１２１ページを行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） １２１ページ、右側の、基金積立金３８１万７千円につきましては、一般会計から資金を貸し付けておりました、土地開発事業特別会計において、分譲地の売払いに伴い貸付金の返還がございますので、その返還分をまちづくり基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、総合政策課関係１２２ページから１２３ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、総合政策課所管の分について説明します。

１２２ページ、左側をお願いします。

公共事業、公共交通事業のえちぜん鉄道促進事業でございます。

社会資本整備総合交付金の一つとなります、都市再生整備事業補助金の交付決定に伴う財源組替となるものでございます。今年度整備をしました志比堺駅トイレの整備が、これ対象となっております。当初、２１８万円の補助金を予定しておりましたが、事業実績に伴いまして３５万３千円を減額するというものでございます。

それでは、右側をお願いします。

重点支援地方交付金事業です。

国の総合経済対策に基づきまして、物価高の影響を受けている生活者に対して生活応援券を発行しまして、生活支援及び地域内の消費を促進することを目的として、永平寺町商工会と連携して進めます、永平寺町生活応援券事業に要する費用を補正させていただくというものでございます。

主な事業につきましては、永平寺町商工会様のほうへ、生活応援事業の補助金7,841万2千円となります。

事業の内容をちょっと申します。

対象者は、令和7年4月21日現在において、永平寺町に住民登録がある町民を対象とさせていただきます。事業実施期間につきましては、令和7年7月12日から10月13日までの3か月間を予定しております。応援券は、1人当たり4千円としまして、令和4年12月に実施をしました同事業同様に、事業に参加いただくお店のどこでも使える共通券2千円と、小規模店券2千円の合計4千円とするものでございます。

応援券の配布につきましては、6月中旬以降に順次、世帯ごとにまとめて発送の予定をしております。

地域を元気にし、町内での消費拡大につながるよう、事業を進めてまいりたいと思っています。

それでは、123ページ、左側をお願いします。

情報推進事務諸経費です。国が進めますシステム標準化に関連する専用回線の使用料について、令和7年度より使用することになったことから、3か月分の回線使用料を減額補正するものでございます。

また、システム標準化の補助金となります、デジタル基盤改革支援補助金の交付決定があったため、広域系の負担金に係る財源として組替えをさせていただきます。

同じく右側をお願いします。

環境政策推進事業です。

個人住宅への太陽光、蓄電池の導入補助金の申請がありませんでしたので、減額補正をさせていただくものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

８番、清水憲一君。

○８番（清水憲一君） １２３ページ右の個人住宅への太陽光、蓄電池の補助ですけれども、これ、なかったっていうのは、何か提案の仕方が悪かったっていう具合には考えられないですかね。今どき、家電量販店なんかでもゼロ住宅っていうか、ゼロエネルギー住宅っていうので売り出していて、結構もう太陽光発電システムは当たり前のように導入されているように思うのですけども、それでも、本町においてはそれが推進していかないっていう理由、そこら辺りは何か検証されておられますか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず、この補助事業につきましては、国の補助金を頂いてやっている事業でございます。県の補助要綱にもございますが、実施期間としては、４月から１０月までというのがまず一つあります。それと、実は広報もさせていただかないといけないということで、早めからさせていただいております。広報紙には３回、周知をさせていただいておりますし、ホームページのほうも３回、更新をして、これを、こういう制度があるのでということでさせていただいております。また実際に問合せのほうも５件いただいて、こういう制度がありますっていうご説明はさせていただいております。

ここからは、ちょっと推測の域になるのかもしれませんが、やはり、今、こういうご説明をしても申請がなかったということで、やはり建築資材というのが、今、かなり高騰しているっていうところもございます。この事業を進めるに当たって、新築の家とかも多分建てられる方が使われるのかなっていう想定もしておりますが、そういうところで、やはり資材が高くなっているっていうこともありまして、例えば、どの部分にお金を使われるかっていうところも皆さん考えてされると思いますので、そういうところもあって、今回、申請がなかったのかなっていう、推測ですけども、そういう考えも持っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ８番、清水憲一君。

○８番（清水憲一君） 私事ではありますけども、事前にやはり申請をしておかなければいけないというステップがあって、結局、うちなんかでも、そこが先に業者さんとの話合いが出来上がって、もう無理ですという具合な結論が得られたわけですけども、そこらが何かもうちょっと柔軟に対応して、割と短期でも受付し

てもらって、すぐ導入にいきますよってというような、そういうやり方をやっていただけないのかなと思ひまして。令和7年度も考えておられてゐるやうなので、次回にその辺りを生かしていただければありがたいかなと思ひますけど。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 導入されるってところについては、県の補助の制度もありますので、それは守ってさせていただきたいと思っております。また広報の件につきましても、私どもも早めに広報して、皆さんに周知するように努めてまいりたいと思ひますので、またよろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、住民税務課関係、124ページから126ページを行います。補足説明を求めます。

○住民税務課長（吉川貞夫君） よろしくお願ひします。

説明書124ページをお開きください。

左側、定額減税調整給付金事業でございますが、全体で1,128万円の減額補正としてゐます。定額給付金支給対象支給事業は終わったことによるものです。

対象者でございますが、対象者3,499人に対しまして給付金の支給交付者3,431人、対象者支給率は98.1パーセントという結果でございました。支給額は1億3,447万円でございます。

右側の国保会計繰出金でございますが、これは、国、県の保険基盤安定負担金の決定による減額分を補正してゐます。

125ページをお開きください。

左側でございますが、広域連合の負担金、6年度分の事務費、医療費分の変更決定並びに5年度分の精算による追加分を合わせまして、負担金全体で469万3千円の減額補正をお願いしてゐます。

右側でございますが、今度、後期医療特別会計の繰出金でございますが、国保と同様、県の保険基盤安定負担金が決定したことによる、繰出金の減額分を補正してゐます。

126ページをお願いします。

左側、清掃、総務事務諸経費でございますが、動物死体処理数が、当初、見込みよりも増加したため、委託料の補正をお願いします。

見込みでございますが、当初よりも43体増加するという見込みでその分を補

正お願いしています。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、福祉保健課関係、１２６ページから１３１ページを行います。補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） では、１２６ページ、右側をお願いいたします。

低所得者支援給付金事業でございます。

５２７万９千円を減額補正させていただきます。６月に補正させていただきました低所得者支援給付金の支給完了に伴い減額補正するものでございます。

給付実績といたしましては、住民非課税世帯、１０万円の方については２０４名の方、子育て支援世帯の方におきましては、５万円を２２名の方に給付をしております。

続きまして、１２７ページ、左側でございます。

障害者福祉事務諸経費でございます。

障害福祉サービスへの利用者及び、重度障害者医療助成対象者の増加が見込まれるため補正をするものでございます。補正額は１０５万円でございます。財源といたしましては、県補助金を充当しております。

同じく１２７ページ、右側でございます。

障害者自立支援事業の項目でございます。

５，５４７万円を補正させていただきます。報酬改定により報酬単価の上昇及び障害者福祉サービス利用者の増が見込まれるため補正するものでございます。

報酬単価の改正につきましては、改定年度は４月１日ということと、国の公表が遅れたため、当初の予算に反映されなかったため、その分の上昇分を補正させていただいているものでございます。

続きまして、１２８ページ、左側でございます。

介護保険会計繰出金でございます。これは、後ほど説明させていただきます。

右側、みどり荘施設管理諸経費でございます。

今年度、浴場施設の漏水の修繕を専決等で度々させていただきました。その漏水等の影響により上水道料金が不足をするため増額を、２２万８千円増額補正す

るものでございます。

続きまして、１２９ページでございます。左側でございます。

妊婦・乳児健康診査事業でございます。

１３５万５千円を減額させていただきます。令和５年度の母子衛生国庫補助金を返還するため補正をするものでございます。また妊産婦、乳児健診、健康診査の受診者の減により、委託料を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、右側でございます。未熟児医療費給付事業でございます。

令和５年度の未熟児医療費国庫補助金の返還金を補正するものでございます。

続きまして、１３０ページでございます。

予防接種事業でございます。１００万６千円を増額させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において、健康被害が認定された接種者に対し、医療費及び医療手当等の給付金を補正するものでございます。今年度、新たに１名認定が追加されております。

併せて令和５年度緊急風疹抗体検査事業補助金を、返還金を補正するものでございます。

続きまして、右側でございます。

健康増進事業でございます。

後期高齢者の個別検診受診者の見込みが増えるため、１０万１千円増額補正させていただきますものでございます。当初、１５０人見込んでおりましたが、１６５人と１０名増加になると見込んでいるところでございます。

続きまして、１３１ページでございます。

左側、元気長生き健康づくり推進事業でございます。

個別がん検診の受診者の見込み増により補正するものでございます。補正額は２６万９千円でございます。胃がん検診において１０名、子宮がん検診において９名、乳がん検診において８人の増を見込んでいるものでございます。

続きまして、右側でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。令和５年度の新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金等の返還金を補正するものでございます。新型コロナウイルスの接種体制確保返還金でございますが、これはコールセンター等の環境を整えるための補助金でございます。また新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫補助金でございますが、これは個別接種に係る予防接種委託料の費用でございます。

もう一つが、新型コロナウイルスの予防接種健康被害給付金の負担金でございますが、これ、実績に応じて1万2千円減額させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に子育て支援課関係、132ページから134ページを行います。
補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） それでは、子育て支援課所管分について補足説明を申し上げます。

現況資料、予算説明書の132ページをお願いします。

左側、児童手当支給事業の扶助費マイナス800万円につきましては、当初の支給人数より延べ937人減少する見込みであるため、支給額の精算見込みにより減額補正をするものです。

同じく132ページ、右側、保育園運営諸経費1,558万9千円につきましては、人事院勧告による公定価格の改定に伴い、町内の私立認定こども園の施設型給付費負担金を増額補正するものでございます。

133ページ、左側、放課後、児童クラブ運営諸経費90万9千円につきましては、会計年度任用職員の指導員の欠員に伴い、シルバー人材センターへの委託が増加していることから、委託料を増額補正するものでございます。

133ページ、右側、出産子育て応援交付金事業、100万円につきましては、令和7年度の制度改正により、事業が妊婦のための支援給付事業に移行されます。令和7年4月1日前に出産した方で、令和6年度中に申請ができない分につきましては新制度の対象外となることから、経過措置として、現行の交付金で対応する必要があるため、扶助費を増額補正するものでございます。

134ページ、左側、幼稚園運営諸経費、127万7千円につきましては、人事院勧告による公定価格の改正に伴い、広域入所施設型給付費を増額補正するものでございます。

以上、子育て支援課所管分の補足説明といたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

- 11番（上田 誠君） ちょっと教えていただきたいと思います。児童手当っていうのは、見込み子供さんいるので、当初計画よりも落ち込むというのは、もう当初から分かっているのではないかなと思って、あまりにも大きい金額かなっていう気がしています。

それと、隣の右のほうですが、これ、152人分で、例えば、1人当たり幾ら増額っていうことで、頭を掛けて出ているのでしょうかと言うのが2点目です。

それから、133ページの右側ですが、6年度に申請できないっていうのは、4月から改正、変わるってことでしょう。繰越明許にも載っているのですけども、これの申請できないっていうのは、何でできないのかなと。ここら辺りが分からんのでご説明をお願いします。

- 議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

- 子育て支援課長（池端時枝君） まず児童手当のことですけども、当初予算では、前年度の実績を基に、前年度とその前の年の実績を基に、当初予算の人数を組ませていただいているのですけども、そのときよりも子供さんが減っているなど、あと、9月補正で制度が変わりましたので、補正予算を組ませていただいているのですけども、その時点ではまだ当初予算の人数の把握はできていませんでしたので、9月補正では増額見込みだけを上げさせていただいたのですけども、当初予算よりも子供の数が減っているということだと思っています。

人事院勧告でのみどり葉こども園への負担金ですけども、こちら、152名分を、単純に1人幾らではなくって、年齢ごとで変わってきます。小さい子ほど1人当たりの負担金は大きくなっていますので、単純に152人で割って金額を出すものではございません。

次の出産・子育て応援交付金のところですが、こちらは、出産した方を、赤ちゃん訪問で保健師が訪問するのですけども、そのときに、面談をして、そのときに申請書を出していただくことになっているので、面談をしないと、このお金が交付できないことになっているので、1月に生まれたお子さんは、2か月か3か月後ぐらいに赤ちゃん訪問をするのですけども、それが4月にずれ込んでしまうっていう方については、経過措置の中でやらせていただくということになります。

- 議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどの児童手当が延べ937人っていうのは、延べっていうのは、毎月、例えば、仮に言うなら、一月に50人いたら12か月で600人と、そういう発想でいいのですか。それと937人っていうと、例えば、12で割ったところでも、結構、300人という、結構大きなあれになるので、皆さんの生まれるあれもあるけど、その9月補正も含めて、変動があるのかなっていうのはよく分からんところが一つあります。先ほどの私立保育園のみどり葉のやつは、さっき言った上限があると思うのですので、分かりました。ありがとうございます。

赤ちゃんのこれも、要は訪問が3か月ぐらいうずれるので、そのときの相対の分ということで理解します。ありがとうございます。

ただ、さっきのその延べ人数のこれがよく分からない。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 児童手当も第1子、2子、あと3子以降で支給額が変わってくるのですけども、それを子供の人数で換算するとそういうことになるので、この延べの人数、割ると78人になるのですけども、78人分が減っているかっていうと、その月によっても転入したり、転出したり、生まれたりっていうのがあるので、一律に78人全員が減っているっていうことには計算的にはならないですけども、金額的に合わせると、そういうことになるということです。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

なければ、次に、農林課関係、134ページから139ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） それでは、農林課関係の補足説明をさせていただきます。

説明書の134ページの右側をお願いします。

有害鳥獣対策事業の報償費18万につきましては、捕獲作業やパトロール及び餌やりなどの活動実績増によりまして、報償費が不足するために増額補正をするものでございます。

続きまして、135ページの左側をお願いします。

米自給調整円滑化推進事業補助金227万1千円につきましては、実績に伴いまして、水田農業構造改革補助金135万7千円と、永平寺町農業再生協議会補助金91万4千円の減額補正をするものでございます。

右側をお願いします。

担い手育成事業委託料25万3千円につきましては、多面的機能支払交付金業務の実績に伴いまして、減額補正をするものでございます。

補助金285万につきましては、多面的機能支払事業で、一組織が活動を終了したため、減額補正をするものでございます。

償還金8千円につきましては、多面的機能支払交付金事業の一組織の対象農地において、一部転用がございましたので、転用に伴う国、県への返還金として増額補正をするものでございます。

続きまして、説明書の136ページ、左側をお願いします。

重点支援地方交付金事業補助金144万8千円につきましては、燃料費や肥料などの農業用資材の高騰などの影響によりまして、農業経営を取り巻く環境が厳しく、農業者の負担の増加しております。収入減少を補填する収入保険制度の加入者が負担する保険料の一部を補助することで、保険への加入拡大と地域農業者の経営を図るために増額補正するものでございます。

右側をお願いします。

農地事務諸経費負担金17万円につきましては、古川排水路の排水阻害となった雑木伐採処分を行ったため負担金の不足部分を増額補正するものでございます。

説明書の137ページ、左側をお願いします。

県単土地改良事業補助金につきましては、県単土地改良事業が新たに緊急自然災害防止対策事業債の対象となりましたので、財源組替をするものでございます。

右側をお願いします。

町単土地改良事業工事請負費46万1千円につきましては、4月上旬の農作業に支障を来さないよう水路を補修したいため、不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、138ページの左側をお願いします。

造林事業負担金8千円につきましては、竹林の環境整備を実施している実施団体が、境界確認費用の追加の要望を国のほうに要望したところ、国のほうから内示を受けましたので、不足分を増額補正するものでございます。

右側をお願いします。

県単林道事業につきましては、県単林道工事が新たに緊急自然災害防止対策事業債の対象となりましたので、財源組替するものでございます。

続きまして、139ページ、左側をお願いします。

農業用施設災害復旧費につきましては、農業施設災害復旧工事、上浄法寺地係

が新たに緊急自然災害防止対策事業債の対象となりましたので、財源組替をするものでございます。

右側をお願いします。

林道災害復旧費につきましては、林道災害復旧工事、林道4路線が新たに林道災害復旧事業債の対象となりましたので、財源組替をするものでございます。

以上、農林課からの補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、商工観光課関係、140ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、140ページ左側をお願いいたします。

こちらは、福井県観光連盟コンベンション開催助成金事業負担金につきまして、当初見込んだ予算額以上に実績となりましたので。差額分を増額補正させていただくものです。補正額は14万6千円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、建設課関係、140ページから142ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、建設課関係の補足説明をさせていただきます。

説明書の140ページ、右側をお願いします。

道路橋梁総務諸経費623万3千円につきましては、県が実施した永平寺町管内における道路整備事業の実績により、県への負担金が確定したことを受け、増額計上するものでございます。

事業の内訳としましては、道路改良工事に対する負担金として。10分の1の1,719円、消雪リフレッシュ工事としまして、管内の消雪配管などの補修に対する負担金としまして5分の1の254万1千円、雪寒地域道路工事としまして、県道北の松岡線の松岡市下合月から坂井市新鳴鹿1丁目の交差点のまでの新たな消雪設備の工事に対する負担金として6分の1の369万213円となっています。

次に、１４１ページ、左側をお願いします。

道路橋梁維持補修事業であります。街路樹管理に伴う町道維持補修工事の財源であります。都市再生整備計画事業補助金の交付金決定を受けまして、財源組替を行うものでございます。

次に、右側をお願いします。

除雪事業９、９７７万１千円であります。２月３日付専決処分の想定を超えて、２月初旬の寒波が長期化したことで、除雪作業実績による不足分と、再度、２月末の強い寒波予報に対応するため、電気料及び消雪作業委託料を増額計上するものでございます。

次に、１４２ページ、左側をお願いします。

河川維持管理事務諸経費であります。藤巻地系の河川維持補修工事、こちらのほうが、流域治水の災害発生予防対策としまして、緊急自然災害防止対策事業債の対象として認められましたので、財源組替を行うものでございます。

次に、右側、公園事務諸経費につきましては、西公園整備に伴う財源の都市再生整備計画事業補助金の交付決定を受けまして、こちらについても財源組替を行うものでございます。

以上、建設課の補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、えい住支援課関係、１４３ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） それでは、えい住支援課関係について補足説明をさせていただきます。

左側、移住定住促進事業の１３０万円の減額でございます。

スマイル定住補助金は、町内に転入、転居された方が、住宅新築及び中古住宅を取得された場合の補助金で、当初、住宅新築に４７件、子育て支援加算に２９人を見込んでおりましたが、３月末の見込みに合わせて、住宅新築７件、子育て支援加算を６に減額するものでございます。

続いて、右側、住宅支援事業の２６７万円の減額でございます。

空き家等情報バンクに係る経費につきましては、登録件数が当初より増えており、３月末の見込みに合わせて１５件追加いたします。

また木造住宅耐震と改修促進事業補助金につきましては、年度末までに5件を見込んでいましたが、そのうち2件について、令和7年度に実施することとなったため減額をいたします。委託料の増額と補助金の減額を相殺し、住宅支援事業として減額するものでございます。

また、空き家の実態調査業務につきまして、交付金の交付決定がございましたので、財源組替を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、会計課関係、144ページを行います。

補足説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（波多野清志君） では、会計課の所管の説明をさせていただきます。

144ページ、左側をご覧ください。

会計課の基金積立242万円につきましては、預金金利上昇に伴う利子の増加分を各基金に積み立てるための増額計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、学校教育課関係、144ページから147ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、学校教育課の補足説明をいたします。

144ページの右側です。

事務局運営諸経費です。学校体育文化事業補助金につきましては、福井県大会で優秀な成績を収めました上志比中学校の吹奏楽部において、3月22日に、石川県で開催されます、中部日本個人・重奏コンテスト本大会への出場に要する費用に対する補助金について、不足分の4万円を予算計上するものでございます。

次に、145ページの左側、学校再編整備事業でございます。

当初、予算に計上いたしました、スクールバス2台購入の際に入札先が発生したために、備品購入としまして155万8千円の減額するものでございます。

また歳入では、スクールバスの運転業務に係る、へき地児童生徒援助費等補助

金については、１４万５千円の増額の交付決定通知を受けたことによりまして、財源を組替えしております。

同じページの右側です。

小学校の学校施設整備費です。

小学校の体育館空調整備導入の基礎調査業務と、吉野小学校の体育館の外壁塗装改修工事实施設計業務の施行の際、入札差金が発生したために委託料を合わせて１０５万３千円を減額するものでございます。

次に、１４６ページ、左側です。

中学校の学校施設整備費でございます。

中学校の体育館空調整備導入基礎調査業務、また永平寺町の中学校の管理棟外壁塗装改修工事の実施設計業務、また上志比中学校の校舎、ランチルームの屋根防水改修工事实施設計業務の施行の際に、入札先が発生したため、委託料合わせて１３５万４千円を減額するものでございます。

同じページの右側です。

学校給食管理運営諸経費です。

各小中学校の厨房の備品の購入の際に、入札差金が発生したために、備品購入費の２０６万２千円を減額補正するものでございます。

次に、１４７ページ、左側です。

楽しいおいしい給食事業です。

過疎対策事業債の１０万円の充当に伴いまして、楽しいおいしい給食事業の賄い材料費の財源を組替えするものでございます。

同じページの右側の松岡小学校の学校施設管理諸経費でございます。

松岡小学校の給水管において、現在、修繕は完了しておりますが、不可視部の老朽による破損に伴いまして、漏水が発生したことによりまして、水道代が不足することが見込まれましたので、不足分の水道料として４２万５千円を予算計上するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君） 説明書の１４５ページですね、学校施設整備ですが、小学校体育館の空調整備導入調査業務の下に、吉野小学校の体育館の外壁ですが、これ、

えらい何か予算額に対して精算額があれば、請負率が低いのではないかなと思うので、その辺聞かせてほしいのと。

もう一つですが、松岡小学校の水道管ですけど、これ、漏水っていうのは最近、あんまり聞いたことがなかったのですが、久しぶりに出てきたなと思っています。ここは、一晩に30トンとか40トンとかっていう漏水がっていうのは、合併前かな、頻発したことがあるのですね。それで、一定のところについては、もういわゆる埋め込んであるその水道管については殺してしまって、殺しは言葉が悪いですけど。あと外に、表に見えるようにして配管をした経緯があります。

学校って、別に松岡小学校だけじゃなしに、吉野小学校でも、長い間、原因がよく分からない漏水があったこともありました。そんなことを考えると、きちっと調べて、どうせやるなら、各部分での継ぎ足しでの補修ではなしに、きちっとやり直したほうがいいのではないかなって、思ったりするようなことがあるので、そんなこともどう判断されているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） まず、請負率が低いっていう件だと思います。今回の設計業務につきましては、普通、工事の設計業務ですと、500万以上ってなりますと、最低制限価格っていうのが設けられますが、今回、500万以下ということで、そういう最低制限価格っていうのは設けられず、請負率がちょっと低くなっているのは、要因かなっていうのが一つと、業務の設計内容につきましては、人件費が主ですので、会社の努力っていうのもあれですが、それによっても請負率変動するものだと思います。ただ請負率がちょっと低いからといって、成果品の出来栄とかそういうものには直結するものではないと思っていますので、また成果品もしっかりと見た上での検査合格ってしておりますので、請負率が低いといったからといって、何ら問題はないかなということで認識しております。

もう一つ、松岡小学校の漏水の件につきましては、今回の漏水は、ふだん分からなかった場所です。不可視部っていうことで、中庭のちょっと外配管のところで漏水があったっていうことで。実際に今どこの部分かっていうのは確定してないので、ここだろうという専門業者の話も聞きながら、仕切り弁を付けて止めたっていうことで、今はそれで修繕はしております。

ただ学校のほうも、今後、50年以上もたつような施設が多くなっています。今回のようなことで、いつ漏水が発生するかも分かりません。各学校のほうには、

こういう事態もあるので、日頃から水道料とか、漏水がないかとか、そういうことを注視してもらいながら、発見した場合には早期対応もしていきたいと思っております。ただこれを根本的に改修するといいますと、先ほど、金元議員がおっしゃった露出配管とか、また大規模改修とかっていうことになると、多額の費用もかかってきますので、いずれにしましても、今の段階では難しいかなとは思っていますが、50年以上経過する施設なので、まずは長寿命化を図りながら、今後、配水管の改修も、今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、少額だから請負率が低くなってもいいっていうのは、いつもの行政の説明とは違うのかなと思うところはないわけではないのですが。それなりに、歩切りっていう言い方ではなしに、きちっとした競争入札をすれば、それなりのお金が出てくると。あんまり安くなりすぎると、これ6割ぐらいですか。

そこまで下げなくても、それなりに保証する、制限価格を設けて入札することであってもいいのではないかなと思います。行政っていうのは、自治体固有の権利ですから、権限ですから、そこはあんまり国がどうのこうのっていうのにとられすぎると、よくないのかなと。その余ったお金で、ほかのところも、水道管の補修なんか、そういうところ回したりすればいいだけの話です。

ただ、松岡小学校の水道施設が古いのは、言われたように50年以上っていうのですが、やっと校舎の耐震化も、今の町長になって、それはしてなかったのが、急いでされて、そういう耐震補強、改修もやってきた経過があります。そういうのをきちっとするためには、また漏水が始まって、あっちでもこっちでもっていう中で整備していますと、施設直して、大分たっているしという言い方だと、これは、被害をこうむるのは、子供たちになるわけですね。吉野小学校なんかでよくあったのは、他の学校でもあるかもしれないですけど、水を出すと、赤い水が大分出てくると。そんなのが何年も続いているのですね、朝、行って、水出して。そんな状況でもなかなか改修しないっていうのがあったりするので、そこをきちっと調査もしながら、早い対応はしたほうが、特にもう学校は、子供たちの健康にも差し障りがあったりすると困りますから、早い対応が必要だと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおりで、高額だからやらないとかそういったものではなく、現状に合わせて、いろいろな公共施設の計画の中で、新たな課題

が見つかった。この課題は、ランク的にはどの辺で、お金がないから後回しじやなしに、早めになければいけないのは入れ替えてでもやっていく、そういった柔軟な見直しも必要だなと思いますのでお願いしたいと思います。しっかりやっていきたいと思います。

それと、あと入札については、今、契約管財課、これ一般競争、指名。一般競争ってことで、しっかり適正な競争と、またうちも、設計も積算基準を基に入札をしていると思いますので、また一回、分析はさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほかがございませんか。ありませんか。

なければ、次に、生涯学習課関係、１４８ページから１５０ページを行います。補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） １４８ページ、左側をご覧ください。

公民館施設管理諸経費ですが、都市再生計画事業補助金の交付決定があったため、施設改修工事、ふるさと学習館トイレ改修工事ですが、に係る財源を組替えるものです。

右側をご覧ください。

文化財保護事務諸経費でございますが、都市再生整備計画事業補助金の交付決定があったため、松岡十二曲がり案内看板修繕に係る財源を組み替えるものです。

１４９ページをご覧ください。

保健体育総務諸経費、スポーツの全国大会に出場する町内選手への激励金が不足しているため、見込まれる１０人分の報償費を増額補正するものです。

右側をご覧ください。

体育施設管理諸経費、夏休み期間中の学校プール開放が、猛暑や天候不順で日数減となったため、プール監視委託料を減額補正するものでございます。

１５０ページ、左側をご覧ください。

体育施設管理諸経費、松岡総合運動公園管理費、こちらについては、ナイター改修工事に係るスポーツ振興くじ助成金２千万円を申請していましたが、審査の結果、８割、１，６００万円となったため減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元君。

○6番（金元直栄君） 文化財保護事務諸経費で、松岡の十二曲がりの案内看板設置で補正が、いわゆる財源構成が変わったということです、いつも十二曲がりっていいのですか、芝原のほうから来ると、最初の曲がりがありますけども、交通標識が十二曲がりに沿ってない標識に、いつの間にか変わっていたのです、もう随分昔ですけど。十二曲がり、普通、松岡の人間に言わせると、葵の通り、芝原から葵に通る、その通りっていいのは、斎藤さんところで、また防風堤のところで回る、防水堤のところで回るあの道なんかは、南北に止まれの標識が立っていたのが、今は、東西のほうにできてしまっているから、十二曲がりのまんま行かないっていいのか、分かりますか。

僕、歴史をちゃんと考えて付けるなら、公安委員会が付けるっていい話ですけど、お巡りさんもその辺を勉強してもらって、こっちに相談して、どう標識を立てるかも一緒に考えていただくと、この立て看板、もしできれば、生きるのではないかと、私は思うのですけど。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 現地を精査しまして、何か対策できるようであれば、また考えていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実はその道、乗せてもらっているときに、ぱっと前へ行こうとしたので、ここ、止まらなければあかんって言ったら、実はそれが正しかった。住んでいる者にしたら、そうですけど、多分、恐らく交通量とかいろいろな面で警察が判断したのだと思います。交通標識とかそこはあれですので、戻したりすることによって事故が増えてしまいますと、また町のいろいろなこともありますので、もう一度、見させてはもらいますけど、交通のそういう警察の判断っていいのは、尊重しなければいけないなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 本当に町並みね、古い町並み残っていたのを、司馬遼太郎の街道をゆくでも、松岡の町並みっていいのは非常に価値あるものやって言われているそのうちに、ばたばたなくなってしまった経過もありました。

ただ、薬師のところでも、結城さんの角、結城さんの角っていいのは北側の結城さんの角ですが、そこも七曲がりの方向で一旦停止が付いてないので。そういうふうになくなって、慌てる人が、当時、いたのです。今、大分慣れているのかも

しれませんが、町長が間違えるくらいですから、間違いかけるくらいですから、歴史に沿ったそういうのにさせていただくと、それはそれなりに価値のある、より価値のあるものになるのではないかなと。僕も、十二曲がりもあるとは知りませんでした。もっと曲がりがあるのは、鍵屋があるなっていうのは分かっていたけど、こんなにあるとは知らなかったの、それはそれなりに言おうと思うと、残していく方策を考えていっていただくとありがたいかなと思います。

○議長（酒井圭治君） 7番、森山君。

○7番（森山 充君） 149ページ、右側、これ、もう8月に結論出ているのに、何で今頃、補正でしょうか。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 確かに8月、9月にはもう結果は出ておりました。今後はこのようなことがないように、早めな措置をしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 大体の精算は、3月補正でやらせてもらいますので、12月分も可能ですけど、ほかのいろいろな精算もありますので、3月補正に出させていただいているというのが現状ですのでご理解を。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 同じく149ページの右側ですが、これによると、15日間予定が、猛暑の影響か、7日間のみ開放となったと。

単純計算して、15日間で600万、1日40万ですか。そんなにかかるのですか、開放の監視員のあれで。1日40万っていったら、何人、ちょっと内訳、1人、仮にまるまる1日いて2万与えたって、監視員何人、いつもプールに付いてらっしゃるのですかね。そこら辺りの、あまりにもちょっとこう、そこら辺りのあまりにもちょっとこう。そこら辺りの内訳をお聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 監視員につきましては、各学校二人の6小学校で、19日間で見えておりました。その後、契約後に、お盆の後はやめましょうという話になりまして、短くなりました。それで、最終的に156人の人数がかかっております。これにつきましては、雨とかで天候不良とか、猛暑で中止になったとしても、水の管理で人を雇っております。その分が毎日かかりますので、その分も加算されております。

監視員 1 人当たりの単価は 2 万円でございます。

1 回当たり今年につきましては 9 時半から 11 時までとなっていましたが、8 時には連絡をしていますので、そこから拘束が始まっております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 2 万円ですけど、そういう助けられる人、警備会社に委託しているのかな、警備会社に委託してまして、もう何かあったとき、ただ監視員でいるのではなしに、サポートできる研修か何かを受けていただいている人っていうのが条件になります。

この今、温暖化でこれは、このプールの在り方を一つ考える一つの金額になっているのかなと思います。

例えば、福井市とかですと、もうプール学習は、プール、夏の開放はやめているという自治体もありますが、永平寺町こういうふうにやらせていただいております。

それと、一応、その会社にしたら、人を 1 か月分確保しなければいけないので、休むのはこっちの都合っていう形になりますので。ただこれ、長いことやっていますので、そこは交渉をさせていただいて、会社さんの理解も得ながら、確保していただいているところは、いろいろお話をしながら、この金額に落ち着いているということ。

上田議員がおっしゃるとおり、物すごく高額な金額でプール開放をしているという、そういった現実もあります。温暖化もありますので、いろいろな角度でこ

こは見ていかなければいけないところかなと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 23 号について、第 2 審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第 2 審議を省略し、第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第23号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2時36分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第23 議案第24号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第24 議案第25号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第25 議案第26号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第26 議案第27号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第27 議案第28号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第23、議案第24号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから、日程第27、議案第28号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を一括議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書83ページをご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） 議案第24号から28号までの特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第24号について、でございます。

議案書の91ページをお願いいたします。

91ページ、中段の款9基金積立金、項1基金積立金8,003万円につきましては、国保会計上の剰余金を積み立てるものでございます。

下段の款9です、諸支出金、項1償還金及び還付加算金745万6千円につきましては、過年度分の事業精算に伴う国庫支出金等の返還をするものでござい

ます。

次に、議案第25号の後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。

議案書100ページをお願いいたします。

福井県後期高齢者広域連合への納付金770万円を計上するものでございます。

次に、議案第26号に移らせていただきます。

議案書の110ページをお願いいたします。

下段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費4,920万円につきましては、各種介護サービスの利用実績により、今回、給付費を増額するものでございます。

111ページをお願いいたします。

中段の款7基金積立金、項1基金積立金831万5千円につきましては、会計上の剰余金を積み立てるものでございます。

続きまして、議案第27号に移らせていただきます。

議案書の120ページをお願いいたします。

議案第27号につきましては、指定管理委託料を500万円増額するものでございます。

最後に、議案第28号について補足説明いたします。

議案書の130ページをお願いいたします。

宅地分譲地の売払いにより収入がございましたので、資金を借りていた一般会計への返還金381万7千円を計上するものでございます。

以上、24号から28号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより日程第23、議案第24号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題とします。

それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は2月18日、全員協議会資料、令和6年度3月補正予算説明書151ページをご用意ください。

担当課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、国民健康保険会計の補正について説明します。

152ページをお開きください。

左側でございますが、一般被保険者医療給付費分、一般会計よりの保険基盤安

定負担金の繰出金の減に伴いまして、繰越金を充当する財源組替を行うものでございます。

右側でございます。今、財政課長が申し上げたとおり、財政調整基金積立金、剰余金を基金に積み立てるものでございます。

153ページでございますが、左側、保険給付費と交付金償還金、国、県等の補助金の返還に合わせまして、令和5年度分の国民健康保険の給付費に係る交付金の返還金を720万円充当します。なおこの720万円につきましては、国保連より諸収入として歳入で受けておりますので、合わせて報告申し上げます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 国民健康保険会計ですが、見てみますと、繰越金が8,100万ほど増えて9,700万で、基金積立に8千万というようになっています。基金積立に8千万、繰越金として増えた分は8,100万になるのですよね、見方として。保険料の改定された後ですから、もう少し差が少なくなるのかなと思ったのですが、合計で1億6千万ぐらいなるのですか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 繰越金につきましては、令和6年度予算ベースで、予算ベースで繰越金2千万円投入した予算を組んでいます。2千万は使うという前提です。令和7年度の予算でも、先ほど、国民健康保険税の話をしたんですが、そこでも2千万余りを投入した予算を組んでいます。

先ほどおっしゃった1億6千万、1億4千万ですけど、そのうち2千万、2千万は使っている。8千万を積みました。でも2千万はまだ余剰で持っているっていう形なので、今回の補正では、繰越金で8千万、保険基盤安定繰入金の財源構成で130万を使っているのも今回上げました。

ただ繰越し全体の考えとしては、さっき言いましたように、当初予算ベースと見ていますから、それも含めた形でトータルの中で予算を、今回、8千万積んだということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） これは補正予算ですから、どうしてこういう大きい金額が、国保ではなかなか会計の状況が厳しくて、そんなに繰越金ができるっていう状況

が以前はなかったですよ。ここへ来て、それなりの金額が繰越金として上げられてくる。ほかにも使える条件も出てくる。それは、加入者に還元するっていうことですが。それにしてもちょっと大きい金額が余ってきたその原因の分析とかいうのを、あれば、示していただけたら。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） これは、確か前回の議会、決算の議会を、財政課長のほうから答弁させていただいたと思いますが、国保についての繰越しの考え方について、2分の1を積むという財政方針であります。それを、要は国保とかはしてなかったということですね。今回、財政課のほうから指示、指導がございまして、繰越金について2分の1は積むということでありました。これまでずっと積んでなかった、積まずにずっと繰越金で、増加した状態でやっていたので。今後は財政法に基づいた繰越金に積むということをやっているということで、今回、8千万積みしてもらったというようなことでございます。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） それはいいのですが、それなりに積んでもまだ補正前の予算から比べると、かなりの金額が増えていることになるので、本来で言うたら、そこは、何かで住民に還元するとか、それとも前のときに保険料を取りすぎていたのかなって思ったりするのですが、その辺の評価はいかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 議員さんもお存じのとおり、一時期、基金が底を突いた。そこから2年に1年ずつ改定をしていって、健全な財政に持っていこうということになりました。振り返りますと、令和2年のときの改定のときに、そういう、ありましたが、コロナ明けってこともあって、まだ医療費が増えるかもしれないということで据置きになったとか、前回の改定のときには、今後の見通しであんまり繰越しを投入せずというようになりました。今回は、先ほど申し上げましたが、結局基金に積んでおくっていうのは、財政に基づいた考え方で積みまします。しかし、これは繰越しで持つか基金で持つかっていう考え方の違いだと思います。基金の場合には、今まで6千万は最低持っていましようっていう話をしていましたが、今、昨今、いろいろ条例変わって、今、7千万は最低持っているよっていう、7千万持っていれば、財政上、安定を図れるだろうという考えでいます。プラスそれ以上持っている、そうなりますが、それについては、今後の保険料の改定のときに、その分を踏まえた上での考え方でされるというふうに、

今回の運営協議会でもそういう考えになっていますので、そこはだから、それともう一点、運営協議会のほうは、今、2年に1回やっていましたが、毎年、改定を行うと。それも当然、こういう基金の状況も含めながら考えておりますので、その点で、今回、積みしてもらったということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 先ほど、諸収入の雑入の中の一般被保険者返納金、国保連合からお聞きしましたが、中身ってというか、どんなものですか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 平成30年で財政主体が県のほうに変わりました。

現実的に給付費のお金の流れっていいものは、もう県と国保連合の流れですよ。実はその関係上、毎年度、2月、3月分は、県が見込みとして国保連に交付しています、永平寺町。それは、毎年、多めに交付しています。必ず余ります。そのお金は、要は国保連から県に返せばいいですけども、保険上は永平寺町です。ですから、国保連から一旦永平寺町が受けて、永平寺町から返すという仕組みでやっていますので、そういうシステムでやっていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで、質疑を終わります。

議案第24号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第24号の第1審議を終わります。

これより日程第24、議案第25号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、を議題とします。

補正予算説明書154ページをご覧ください。

担当課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、１５５ページをお願いします。

後期高齢者医療広域連合に対する納付金の分の増額分補正するものでございますが、事業内容の中で、保険基盤安定による負担金、この分は減額になっておりますが、保険料としては増額になっている分で、差し引きしまして７７０万円となっています。

１５４ページの歳入のほうを願いたいのですが、保険料の中で、特別徴収分については現年分１４６万６千円の減額になっておりますが、普通徴収で１，３６６万円の増となっております。これに保険基盤の減額も含めまして歳入歳出それぞれ７７０万円という補正になっていきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第２５号について第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第２５号の第１審議を終わります。

これよりに日程第２５、議案第２６号、令和６年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題とします。

補正予算説明書１５６ページをご覧ください。

担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、介護保険事業特別会計について説明させていただきます。歳出のほうから説明をさせていただきます。

157ページをお願いいたします。

左側、認定調査等費でございます。認定申請の増に伴いまして、主治医の意見書手数料に不足が生じるため補正するものでございます。在宅新規については24件、施設継続については5件の不足分、計14万9千円でございます。

続きまして、右側でございます。

居宅介護サービス給付費でございます。こちらもサービスの利用増に伴い、給付費に不足が生じるため補正するものでございます。

特に訪問サービスですね、前年比114パーセント、114.5パーセント増を見込んでいるところでございます。

件数についても、訪問サービスにつきましては、前年比181件の増という形になっております。

続きまして、158ページでございます。

施設介護サービス給付費でございます。

こちらも、サービス利用の増に伴いまして給付費に不足が生じるためでございます。4,680万円を増額補正させていただきます。

介護老人福祉施設、これ、特養ですね、常時、介護が必要な方ですが、104パーセント、介護老人保健施設、家庭復帰に向けた医療介護ケアをする方ですけども、107パーセント、介護型医療院につきましては、長期療養とかターミナル期にある方の生活介助をする方でございます。

続きまして、右側でございます。

介護給付費準備基金積立金でございます。

令和5年度の決算額における剰余金を基金に積み立てるため補正するものでございます。令和5年度決算における剰余金積立分が821万1千円、基金利子積立分が10万4千円、計803万1,500円を積み立てるものでございます。

156ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について説明をさせていただきます。

保険料国庫支出金、繰入金等を予算化しているところでございます。この中の繰入金の介護給付費準備基金、繰入金につきましては減額補正をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒井圭治君）これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 説明書の 156 ページ、歳入ですけど、繰越金、さっき、国保でもちょっと言ったのですが、予算前の繰越金は 9,300 万、予算見積額がプラスで 2,700 万、合計 1 億 2 千万あるのですが、今年度、2,700 万っていうのですが、あと初年度から 2 年目、3 年目になると、国保は赤が付くことはあるのでしょうか、繰越金で。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 例年ですと、2 年目、3 年目に、取崩し額が多くなっております。前期におきましては、コロナ禍と重なったもので、サービス利用料控えといいますか、施設利用、特に訪問系ですけれども、利用しないということで、その分の余剰金が生まれたということになっております。以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 何でそう言うかといいますと、今、基金は確か 2 億ぐらいありますよね。繰越金が 1 億 2 千万、本来で言うと、かなり取り崩して、もう少し保険料を安くして、みんなに還元するっていうことではなかったかと思うので、初年度からかなりの黒字が、もう 3 年目になると、大分赤字になるかもしれないっていう数字ではあるとは思いますが、もう少しここに出てくる金額が微妙な金額になるのではなかったかなって、私は思うのですが。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 繰越金の明細を説明させていただきます。令和 5 年度の繰越金は 1 億 2,076 万 5 千円ございました。そのうち、国庫、国の返還金が 9,362 万 3 千円。3 月補正の財源に充てている部分が 1,893 万 1 千円でございます。その残りが 821 万 1 千円ということで、それを、今回、積み立てるようにしております。

また、今回、これ、予算上の話なので、決算、ちょっとどうなるか分からないのですけれども、令和 7 年度の当初予算では、1,087 万 3 千円を取り崩す予定をしています。今回、積み上げましても、その分については、全て取り崩すという形になっております。

また参考までですが、9 期計画を立てたときですけれども、2 億円の基金があるうちの 1 億 3,400 万円ぐらいを取り崩す計画をしております。これ、現在、この計画のときは、物価上昇 2 パーセントで見えておりました。しかし、現在は 2.

5パーセントぐらいで推移しているということで、今現在、積立てができている状態ですが、2年目、3年目については、取崩しは大きくなっていくのかなと思っております。

また、9期計画で、取崩し、1億3千万取崩しを行わなかった場合ですが、その場合の保険料は、現在、月、月額6,400円ですが、7,050円という形になっています。その分を補う分ということで、基金の取崩しを見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 158ページの左です。

施設介護サービスのそれぞれの件数というのか、人員ですか、数、分かりますか。それと、1件当たり幾らもらえるのですか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 1件当たりの単価は、すみません、そこまでちょっと把握はできておりませんが、施設を利用される要介護3から要介護5の方が、よく利用されていますが、その方が増えてきております。要介護4から5ですと、大体7名程度、要介護3ですと13人ほど増えておりますので、そのうちの何名かが施設サービスを利用しているといった形であると思います。以上です。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 通常です、入所ではないの、入所しているでしょう。入所されている方でしょう、老健施設とかいうのは。これの数は分からないのですか。どこかで把握されているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 今、手元に数字ございませんので、予算説明のときに説明させていただいたのですが、また説明させていただきます。

○10番（齋藤則男君） 何人入っているかが、大体、1件、1人当たり幾らかかって、それで予算はこれだけにしたっていう数。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

ないようですので、これで質疑は終わります。

議案第26号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第26号の第1審議を終わります。

これより日程第26、議案第27号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題とします。

補正予算説明書159ページをご覧ください。

担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、町立在宅訪問診療所特別会計について説明をさせていただきます。

歳出のほうから、160ページをお願いいたします。

診療費でございます。人事院勧告に伴う人件費、ワクチンの追加購入により、指定管理料を増額補正するものでございます。人件費につきましては320万円、コロナワクチンの追加購入分については、150人分を予算化するものでございます。計500万円を予算化させていただきます。

財源については、159ページ、前年の繰越金を充当させていただきます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 人事院勧告に伴う人件費の増っていうのは分かります。それで、指定管理料を増額補正するっていうのは。ワクチンの追加購入により、それも指定管理料が、そこに携わる人たちがするから増えるっていうのか、意味が分かりにくいのですが。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 指定管理料の中には、薬剤医療購入費というものも含まれております。その中で、ワクチンを購入するということで、購入代金を計上しているところでございます。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

議案第27号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第27号の第1審議を終わります。

これより日程第27、議案第28号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題とします。

補正予算説明書162ページをご覧ください。

担当課の補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 土地開発事業特別会計について補足説明をさせていただきます。

清水地区につきまして、宅地造成が、令和6年9月に完了しており、10月から3区画について分譲を開始しております。そのうち一区画について売却が済んでおります。売却に伴います収入について、一般会計からの貸付けに対して返還するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第28号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第28号の第1審議を終わります。

～日程第28 議案第37号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第28、議案第37号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

議案書139ページをご用意ください。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、議案第37号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についての、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の140ページをお願いします。

辺地対策事業とは、辺地法に基づき、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する整備事業です。この計画を策定することにより、再生運営上、有利な辺地対策事業債の活用が可能となります。対象地区は、志比北の5地区となります。

それでは、計画の概要について申し上げます。

昨年度、ご決議いただきました計画において、近助タクシー車両購入事業及び東部5号取水井の建設事業の2事業となっております。

今回の変更は、これら2事業に4か年事業となります一般道路改良事業を追加し、合計3事業に修正するものでございます。

一般道路改良工事は、町道鳴鹿・栃原線の側溝を改良するもので、側溝断面積を大きくすることで、土砂等による水道の詰まりを改善するものです。

計画の修正により、総事業費は8,399万3千円が1億762万1千円に、辺地債対象事業の予定額4,390万円が6,750万円となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで、質疑を終わります。

議案第37号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第37号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時21分 休憩）

（午後 3時21分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日は、これをもちまして散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月8日から3月10日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月10日までを休会とします。

なお、3月11日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほど
よろしくお願いします。

本日は、どうもご苦労さまでした。

（午後 3時21分 散会）